

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和3年3月18日(木) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 福田耕四郎 副議長 木野 広宣
議員 原田 陽子 議員 小泉 周司
議員 小池 正夫 議員 石川 義光
議員 關 守 議員 大和田和男
議員 富山 豪 議員 花島 進
議員 寺門 厚 議員 古川 洋一
議員 萩谷 俊行 議員 勝村 晃夫
議員 武藤 博光 議員 笹島 猛
議員 君嶋 寿男

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 渡邊 莊一 次 長 横山 明子
次長補佐 大内 秀幸 次長補佐 三田寺裕臣

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐以上及び発言者)

市長 先崎 光 副市長 谷口 克文
教育長 大縄 久雄 企画部長 大森 信之
秘書広聴課長 会沢 義範 秘書広聴課長補佐 海野 直人
政策企画課長 益子 学 政策企画課長補佐 岡本 哲也
総務部長 加藤 裕一 総務課長 飛田 良則
総務課長補佐 飛田 建 財政課長 大内 正輝
財政課長補佐 浜名 哲士 市民生活部長 桧山 達夫
防災課長 秋山 光広 防災課長補佐 植田 徹也
原子力専門委員 2名 保健福祉部長 川田 俊昭
こども課長 篠原 広明 こども課長補佐 住谷 孝義
健康推進課長 加藤 裕一
健康推進課長補佐兼ワクチン接種対策室長 玉川祐美子
産業部長 高橋 秀貴 農政課長 浅野 和好
農政課長補佐 綿引 勝也 商工観光課長 石井 宇史
商工観光課長補佐 秋山雄一郎

会議事件説明のため出席を求めた事業所

三菱マテリアル株式会社 4名

会議に付した事件

(1) 議会運営委員会委員長報告

…委員長報告のとおりとする

(2) 追加議案について

…執行部より説明あり

(3) 那珂エネルギー開発研究所の新增設等計画（廃棄物倉庫（4）の新設）について

…新增設等計画について

(4) 那珂インターチェンジ周辺地域の「まちづくりの方針」について

…執行部より説明あり

(5) 令和3年度のに向けた行政組織機構の見直しについて

…執行部より説明あり

(6) 常任委員会委員長報告

…委員長報告のとおりとする

開会（午前10時01分）

事務局長 おはようございます。本日の全員協議会も新型コロナウイルス感染症対策のためマスク着用をお願いいたします。また、換気のためドアのほうは開放させていただいておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは初めに、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 おはようございます。

大分春らしくなってきました。外を見ると、その桜がもう開花しているのかなと。本当に今年は早いなということが感じられる、そういう中での全員協議会大変ご苦労さまでございます。

また、新型コロナウイルス感染症に関しましては、今日の朝のニュースでもご承知かと思いますが、首都圏のほうの緊急事態宣言が21日で解除されるような報道がされておりました。

本市でも、しばらく感染者がなかったかなと思ったんですが、1人出て、現在61人というように、さらにこれからも気を引き締めていかななくてはならないなど、そういうことも感じているところでございます。

先ほど、退職者のご紹介ございました。本当に長きにわたりまして市政発展、そして職務としてご尽力を賜ったことに対しまして敬意と感謝を申し上げたいと思います。

今日、案件が大分山積しております。ひとつ各議員におかれましては、慎重なるご審議賜りたいというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。ご挨拶に代えさせていただきます。ご苦労さまです。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後は議長のほうに進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、ご連絡をいたします。

会議は公開しており、傍聴可能といたします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放映をしております。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方はご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席議員は17名であります。欠席議員はおりません。

定足数に達しておりますので、これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。職務のため議会事務局より事務局職員が出席をしております。

議事に先立ちまして、市長が出席しておりますのでご挨拶をお願いいたします。

市長 おはようございます。

本日の全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、本定例会におきまして連日、慎重なるご審議を賜りまして厚く御礼を申し上げます。

ただいま議長からご挨拶がありましたけれども、新型コロナウイルス感染症につきましても、先月の22日以来、那珂市内ではクラスター関連の感染者以外はゼロを続けておりました。一昨日お一人出てしまいましたので、そういう状況になりました。また、今朝の報道で緊急事態宣言が恐らく解除されると。これまでの経緯を見ますと、やはり人の動きに伴って1波、2波、3波というものが来たと、第4波というお話ももう既にされています。この3月、4月の時期をどう皆さんでやっぱり協力をして良識を持って行動していくかということが次につながる、そのように考えております。ワクチン接種の話も後であると思えますけれども、市のほうもできるだけの体制を取って市民の負託にこたえていきたいと思っておりますので、さらなる皆様方のご理解とご協力も併せてお願いを申し上げます。

さて、本日の全員協議会におきましては、追加案件としまして報告1件、議案5件、さらに那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりの方針など、3件についてご説明を申し上げます。

また、先ほど本日の全員協議会の開会に先立ちまして、本年度をもって退職する職員等を紹介させていただきました。長年の奉職を無事に勤め上げることができましたのも、ひとえに議員各位のご指導のたまもの、そのように考えております。ありがとうございました。

それでは、本日も慎重なるご審議、ご協議のほどをお願い申し上げまして、ご挨拶に代えさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、これより議事に入ります。

まず最初に、議会運営委員会、萩谷委員長から報告を願います。

萩谷議員 それでは、議会運営委員会の開催及び経過につきましてご報告いたします。

先ほど議会運営委員会を開催いたしました。会議事件は、議案等の追加について、令和3年第2回定例会会期日程案についてであります。

執行部から報告が1件、議案5件が追加提出されました。明日、最終日の定例会本会議において日程に追加し、委員会付託を省略して採決を行うことに決定いたしました。

この後、執行部より追加議案の説明がございます。

令和3年第2回定例会の会期日程（案）は、お手元に配付のとおり決定いたしました。

以上、ご報告いたします。どうぞよろしく願いいたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告について、何か確認したいことはございますか。特にないですか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

議長 なければ、この件につきましては、委員長報告のとおりと決定をいたします。

休憩（午前10時08分）

再開（午前10時09分）

議長 再開をいたします。

次に、追加議案について報告第1号専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について）執行部から説明を求めます。

総務課長 総務課長の飛田でございます。ほか関係職員が出席をしております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

追加議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号 専決処分についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定により議会において平成20年議決第3号により指定された事項について、下記のとおり専決処分をしたので同条第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

専決処分年月日は令和3年2月16日、損害賠償の額は6万900円でございます。損害賠償の相手方をご覧のとおりでございます。事件の概要でございますけれども、令和3年1月20日、正午頃、菅谷地内での母子訪問を終え、帰庁のため出発をした際、ブロック塀があることに気づかず接触をしたものでございます。市の過失割合は100%となっております。

2ページをご覧ください。

位置図と写真でございます。事故の発生場所は菅谷3387番地5で、地図の中央にございます灰色に塗られた建物がこちらかわねやでございます。その下にありますちょっと見づらいですけれども、菅谷局と書いてありますのが那珂菅谷郵便局でございます。その南側の住宅が今回の発生場所となっております。写真でございますけれども、一番左

下でございます。3番の破損したブロック塀の写真がございますけれども、このブロック塀の向こう側、写真で言うと上側です。そちらに訪問の際、バックで駐車をしておりましてけれども、訪問終了後、帰ろうとしまして車を発進させたところ、ブロック塀が低かったため、そちらに気づかず助手席のドア部分を接触してしまいまして、ブロック塀を破損したというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。

この件についてご意見、ご質疑ございますか。特にないですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたします。

休憩(午前10時12分)

再開(午前10時13分)

議長 再開いたします。

続きまして、議案第28号 令和2年度那珂市一般会計補正予算(第9号)について執行部から説明を求めます。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、追加議案書の2ページの次のページをお願いいたします。

議案第28号 令和2年度那珂市一般会計補正予算(第9号)についてご説明いたします。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億1,500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ284億9,551万円とするものです。

3ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正になります。

3款民生費、1項児童福祉費、民間保育所等支援事業50万円。

5款農林水産業費、1項農業費、担い手育成支援事業10億1,500万円。

5ページをお願いいたします。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金10億1,500万円。

歳出になります。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費10億1,500万円、こちらは国の補助事業により市内農業法人が行う野菜工場建設などに対する補助金の増となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

この件についてご意見、ご質疑ございますか。

(なし)

議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

議長 暫時休憩いたします。

休憩 (午前 10 時 15 分)

再開 (午前 10 時 16 分)

議長 再開をいたします。

続きまして、議案第 29 号令和 3 年度那珂市一般会計補正予算 (第 1 号) について執行部から説明を求めます。

財政課長 引き続き、財政課になります。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案書の一般会計補正予算 (第 9 号) の最終ページ、5 ページの次をお願いいたします。

議案第 29 号令和 3 年度那珂市一般会計補正予算 (第 1 号) についてご説明いたします。第 1 条になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 1,710 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 209 億 2,710 万 8,000 円とするものです。

4 ページをお願いいたします。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、2 目衛生費国庫負担金 2 億 5,184 万 9,000 円。

15 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金 1 億 4,495 万 6,000 円。3 目衛生費国庫補助金 2 億 2,030 万 3,000 円。

5 ページをお願いいたします。

歳出になります。

2 款総務費、1 項総務管理費、6 目企画費 1 億 2,165 万 6,000 円、こちらは国の 3 次補正により追加された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、今月に入りまして、県から今後追加する令和 3 年度実施事業については、令和 2 年度予算からの繰越しではなく、令和 3 年度予算として改めて計上が必要となる旨、連絡があったことに伴い、プレミアム付商品券発行事業について、改めて令和 3 年度予算に計上するものです。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費 4 億 7,215 万 2,000 円、こちらは新型コロナウイルスワクチンの接種に係る経費となります。

6 ページをお願いいたします。下段になります。

6 款商工費、1 項商工費、2 目商工振興費 2,330 万円、こちらもプレミアム付商品券発行事業と同様に商工業者緊急応援事業について、改めて令和 3 年度予算に計上するものです。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 この件についてご意見、ご質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 なければ、質疑を終結いたします。

保健福祉部長 補正予算の審議の間ではございますけれども、ワクチン関係の最新の情報をとということで、この時間をお借りしまして説明させていただきたいと思っております。

本日、資料の中に 1 枚入っていると思っておりますけれども、新型コロナウイルスワクチン接種関連情報ということで、一般質問が 3 月 4 日、5 日にございまして、たくさんの議員の方からご質問はいただきましたけれども、その後、新たなワクチン供給の情報とか、あと医療従事者の接種が始まったというようなこともございますので、ワクチン接種対策室長のほうから簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

ワクチン接種対策室長 ワクチン接種対策室玉川と申します。よろしくお願いいたします。

今回、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する情報につきましては、全員協議会、定例会でも質問の中で、その都度その時点で分かっていることを報告させていただいておりますが、3 月 11 日に那珂市に医療従事者向けワクチンのほうが入荷されまして、その後、接種が開始されております。昨日までに医療従事者 130 名ほど、接種の 1 回目が終わったというところを確認しております。

本来でしたら、医療従事者那珂市の方で希望されている方 1,537 名を予定しておりますが、第一弾でワクチンは 1 箱しか入ってきておりませんので、ある程度、その中でも医療機関の方々を優先させていただいて始めたところではあります。今回、第一弾で来たワクチンで接種の対象にならなかった医療従事者の方々につきましては、国のほうで示している中で、4 月 12 日の週もしくは 4 月 19 日の週、その週あたりでの配分があると、そういったところで接種が開始される見込みで、こちらのほうも医師会のほうとは話をしております。

次ですが、コールセンター設置ということで、ワクチンに関する相談ですとか予約業務、そういったあたりをコールセンターの設置を来週 3 月 22 日の月曜日から接種をするように準備を進めてまいりました。受付時間等も通常の勤務同様 8 時半から 5 時 15 分まで、土日祝日も含めて対応をしていくように計画をしております。ただ、現在、高齢者の接種向けのワクチンが確実に何日から入ってきて、どれだけ入ってくるという確実な確定数が現時点では分かりませんので、一応コールセンターのほうで相談予約という業務にはなっておりますが、予約日を入れた予約ということは開始できないということは現実

の問題とはなっております。

接種をするに当たって接種券と予診票が必要になりますけれども、まず、65歳以上の方には4月7日を発送予定として、そういった必要書類のほうの準備を今進めている状況です。64歳以下の方への通知につきましては、実際65歳以上の方もいつからということが確定できない現実ですので、そういったワクチンの入ってくる状況を見ながら、通知のほうもお知らせをしていく予定でおります。

一番下のところに、住民接種に向けた供給見通しということで、国のほうで示しておりますものをそちらに入れてあります。全国的には、4月5日の週から各都道府県に供給されるということで、茨城県内であれば、新聞報道にもありましたように、水戸市のほうに1箱入ってくると、そういった予定はされております。高齢者向けにつきましては、一応国で示しているのは4月26日の週から全市町村に1箱、そちらの供給はするという見込みですけれども、4月26日の週であって何日に入ってくるということも確定はしておりません。すぐにゴールデンウィークの休みにも入ってしまいますので、現時点でいつからということとは言えないんですが、報道等でもありますように、今高齢者の方々の感染リスクというのは、とても高いのは皆さんもご存じではあると思いますが、高齢者施設等内でクラスターがやはり起きてしまうということが今大きな問題となっておりますので、65歳以上の方の中でも、まずは高齢者施設等の施設入居者の方、そういったところをまず入ってくるワクチンを使用しながら接種を開始できればというところで見込んでおります。

以上です。

議長 何かお尋ねしたいことございますか。

花島議員 聞きたいことなんですが、こういうふうにワクチンの供給があまり芳しくないという状況で、1回目の接種と2回目の接種があるワクチンですよね。新たな人の1回目と既に1回目を接種した人の2回目とどちらを優先する方針なんでしょうか。

ワクチン接種対策室長 1回目を受けた方の2回目分というのは、あくまでも確保する形で申込みを受けながら接種をしていく予定でおります。医療従事者の分も今回先行1回目が入ってきた方への2回目分は3月29日の週に確実に入ってくるということは確保しております。その後の分につきましても、2回目分を含めた形での配分ということになりますので、一般の方につきましても、1回目を受けた方が3週間明けて2回目になりますので、その分は確保しながら予約を入れていくような形で考えております。

花島議員 半分分かったんですけども、要するに来たものでそこで2回目分も取っておいて1回目やるのではなくて、次に来る見通しがはっきりしているからという形で1回目を設定するというものでいいんですか。

ワクチン接種対策室長 そういったことで大丈夫です。それが4月26日以降であれば、引き続き、市町村に配分される量が何千箱、何千箱とまた増えていく予定だということで国

のほうで示されておりますので、そういったところで、ある程度入ってくる数を見込みながらということですので、接種日をいつということが限定できないので。

花島議員 そうすると、ここでいついつ何箱入るとするのは1回目に全部換算した数で見ているんですか。それとも2回目も含めた数ですか。

ワクチン接種対策室長 国のほうで示している数は2回目を見込んでいる数ということで聞いております。

議長 よろしいですか。ほかにありますか。

笹島議員 具体的に聞きたいんですけども、これ4月26日から全ての市町村に1,741箱、そうすると、全国的なあれで1,741箱で各市町村、那珂市は1箱ということで65歳以上の高齢者で何人分なんですか、これ1箱は。

ワクチン接種対策室長 資料のほうにも載せて、上の医療従事者のところの丸ボチの3段目、1箱195バイアルで一応5回分ということで975人分と。今5回から6回にシリンジの注射器の今現在は5人分しか取れないシリンジを使っておりますが、6人分取れるようなシリンジを国のほうが手配をして入ってき次第、そのところは6人に対応ができるかと考えております。

笹島議員 そうするとこれ1箱975人、これ先ほど言っていた高齢者施設を優先的にやっていくというあれですか。そうすると、一般の人はまだまだ先ということですか。65歳以上の高齢者。

ワクチン接種対策室長 まだまだといっても、どれだけ先なのかというのは、5月中旬にある程度4月26日から全市町村に1箱ずつと言っておりますが、その次の週、次の週で何千箱ということで国は供給する予定でいるということで出ておりますので、接種が一般の高齢者の方も5月中には開始ができるような形で見込んでおります。

以上です。

笹島議員 そうすると5月中に第1回の接種をして、3週間後でしたっけ、第2回ということのその供給も1次と2次というふうにセットしてやってくれるんですか、それは。

ワクチン接種対策室長 1回目、2回目セットで考えていただくように、こちらのほうも説明をしながら、接種日を確保していく予定でおります。

議長 ほかに。

(なし)

議長 なければ、この件については終結をいたします。

議長 暫時休憩いたします。

休憩(午前10時31分)

再開(午前10時32分)

議長 再開をいたします。

続きまして、議案第30号那珂市政治倫理審査会委員の委嘱についてから議案第32号

人権擁護委員の推薦についてまで以上3件について、執行部より説明を求めます。

人事案件になりますので、プライバシーに配慮の上、審議をお願いいたします。

市長 それでは、全員協議会資料1ページをお開き願います。

議案第30号那珂市政治倫理審査会委員の委嘱について。

那珂市政治倫理審査会委員の任期が令和3年3月31日をもって任期満了となることに伴い、識見者3人及び公募者3人の計6人について委員を委嘱するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。氏名を申し上げます。順不同となります。小田部啓文氏、勝山栄氏、佐藤康雄氏、庄司元次郎氏、秋葉泉氏、塚原茂樹氏でございます。住所、生年月日、略歴等につきましては記載のとおりでございます。

続いて、4ページをお開き願います。

議案第31号那珂市教育委員会委員の任命について。

那珂市教育委員会の榊原一和委員が令和3年3月31日をもって任期満了となることに伴い、引き続き、同氏を委員に任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。住所、生年月日、略歴につきましては記載のとおりでございます。

続いて、5ページをお開き願います。

議案第32号人権擁護委員の推薦について。

人権擁護委員の阿久津利江氏が令和3年6月30日をもって任期満了となることに伴い、引き続き、同氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。阿久津様の住所、生年月日、略歴につきましては記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。ありませんか。

(「ありません」と呼ぶ声あり)

議長 なければ、質疑を終結します。

追加議案についての説明は以上でございます。

暫時休憩をいたします。

休憩(午前10時36分)

再開(午前10時37分)

議長 再開をいたします。

会議事件説明のため、防災課、原子力専門委員、三菱マテリアル株式会社が出席をしております。那珂エネルギー開発研究所の新增設等計画(廃棄物倉庫(4)の新設)について執行部より説明を願います。

防災課長 防災課長の秋山です。ほか2名の職員及び原子力専門委員2名が出席をしております。また、三菱マテリアル株式会社那珂エネルギー開発研究所職員4名の事業者の職員

が出席しております。よろしくお願いいたします。

着座にてご説明させていただきます。

全員協議会資料 11 ページをお願いいたします。

この後、新增設等計画の内容は事業者からご説明いただきますが、その前に今回の事前了解手続について、原子力安全協定上の位置づけやこれまでの取組等についてご説明いたします。

前文のところですが、今回、茨城県原子力安全協定第 5 条第 1 項の規定に基づき、三菱マテリアル株式会社により那珂エネルギー開発研究所の廃棄物倉庫（4）の新設に係る新增設等計画について、那珂市に対して事前了解願の提出がございました。

下の参考で、茨城県原子力安全協定の条文を載せておりますので、ご確認ください。下線が引いてある箇所ですが、施設を新設しようとするときは、事前に甲である茨城県及び乙である那珂市の了解を得るものとするあり、ここに基づく手続となります。今回は立地自治体が那珂市であるため、事業者は本市から了解を得た上で事業に着手する必要がございます。

続きまして、2、新增設等計画の目的及び概要。

計画の詳細説明は、この後、事業者からありますので割愛いたします。

三菱マテリアル全社的な方針として、原子力に関わる事業から撤退することを決定しております。既に廃棄物倉庫 1、2、3 と 3 つありますが、今後、管理区域の解除に伴い施設内設備の撤去や建屋の解体に伴い、発生する廃棄物の量がそれぞれの倉庫の現在の空き以上の量となることを見込まれることから、保管できる容量を確保するため廃棄物倉庫（4）を新設するものになります。

次に、3、これまでの取組及び今後のスケジュールでございます。これまでの取組ですが、5月に原子力安全対策常任委員会への事業者から会社の今後の方針をご説明いただきました。10月には市長の諮問機関であります原子力専門委員会において事業者から計画の概要説明、ヒアリングを実施しております。1月には同じく原子力専門委員において、事業者への現地立入調査を行い、放射性物質の保管、管理状況などの調査をして併せて協議を行ったところでございます。

本日この後、全員協議会で事業者から計画の説明を受けた後、ご審議いただき最終的には原子力安全協定に基づき県に合わせて市として回答することを予定しております。

なお、市の回答につきましては、事業者の説明の後、ご説明させていただきます。

このページの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございますか。

（なし）

議長 なければ、質疑を終結いたしまして、続きまして、三菱マテリアルより説明を願います。

三菱マテリアル那珂エネルギー開発研究所長 三菱マテリアル那珂エネルギー開発研究所の所長をしております田中でございます。ほか3名が本日出席させていただいております。よろしくお願いいたします。

本日は弊社に建設する予定の廃棄物倉庫についてご説明する機会を設けていただき、ありがとうございます。廃棄物倉庫に関する具体的なお説明の前に、私から那珂エネルギー開発研究所の概要と倉庫を建設することとなった背景として弊社の原子力事業についてお話しさせていただきます。

説明資料の4ページ目をご覧ください。

那珂エネルギー開発研究所の所在地を示してございます。那珂市の東の外れで三菱原子燃料殿、那珂核融合研究所との間に位置しております。

5ページ目をご覧ください。

那珂エネルギー開発研究所の設立の経緯と周辺状況について記載してございます。

弊社の開発部門は1917年、都内に鉱業研究所を設立したときまで遡ることができます。その後、研究部門は現在のさいたま市に移転しました。原子力に関する研究開発は、1950年代半ばから行っております。1984年に原子力関係で大型実証試験を行うニーズが発生したことなどにより、原子力部門のみ、さいたま市から那珂市に移転しました。その後、2001年に中央研究所本体もさいたま市から那珂市に移転してきております。2003年以降は、那珂エネルギー開発研究所として中央研究所とは別組織で運営し、今日に至っております。

6ページ目をご覧ください。

構内の配置図を示しています。敷地の南側を中央研究所、北側を那珂エネルギー開発研究所が使っています。赤で示している建物が管理区域のある実験棟です。黄色は廃棄物倉庫です。1984年の開所以来、実験などで発生した個体の放射性廃棄物をドラム管または角型容器に収納してここに保管しております。青は居室や管理区域のない実験棟を示しています。

7ページ目をご覧ください。

那珂エネルギー開発研究所の組織を示しています。那珂エネルギー開発研究所は、開発支援グループと安全管理グループの2つのグループで構成されています。所員は3月1日時点で32名です。

8ページ目をご覧ください。

これは核燃料サイクルを示した図です。弊社はもともと非鉄金属の鉱山事業やそこから取れた鉱石を製錬して金属製品をつくる事業を行ってまいりました。そしてそこで培っていた技術を適用することによって原子力事業を進めてまいりました。具体的には、製錬技術である湿式プロセスや製品製造技術である粉体取扱い技術を核燃料製造や再処理に応用したり、鉱山事業で用いる地下評価技術を放射性廃棄物処分分野に適用したりし

てきました。その結果、ウラン鉱石を製錬転換する工程から核燃料製造再処理、これらの工程から発生する放射性廃棄物の処理処分まで核燃料サイクルの幅広い分野でこれまで業務を行ってまいりました。

次に、弊社の原子力事業についてご説明いたします。

10 ページ目をご覧ください。

2019 年 3 月に実施された弊社の取締役会で 2019 年度以降の原子力事業に関する決定が行われました。

1 点目として、2019 年度以降、原子力分野における新規受注は基本的に行わないこととなりました。

次に、2018 年度に実施中であった複数年契約業務につきましては、業務完了まで責任を持って遂行することとなりました。

最後に、那珂エネルギー開発研究所については、契約業務が完了次第、管理区域解除に向けた準備を始めることとなりました。那珂エネルギー開発研究所では、2020 年度までに管理区域を使用する原子力分野における契約業務を完了いたしましたので、この方針に従って管理区域解除に向けた準備を進めております。

11 ページ目をご覧ください。

管理区域解除後に那珂エネルギー開発研究所がどのような状態になっているかを示したものです。開発治験棟などの建屋につきましては、管理区域解除までに用途の調査を行い、その結果に基づいて継続利用または解体の判断をいたします。現在、既存の廃棄物倉庫に保管中の放射性廃棄物は、処分が可能となるまで保管を継続いたします。管理区域解除に伴って発生する放射性廃棄物は後ほどご説明いたしますが、既存の廃棄物倉庫のみでは保管容量が足りないため、廃棄物倉庫 4 を新規に建設し、処分が可能となるまでそこで保管いたします。核燃料物質につきましては、液体など長期保管に不適切な形態の核燃料物質を化学的に安定な固体の酸化物にいたします。その後、譲渡先が見つかった場合は、核燃料物質を譲渡いたします。見つからなかった場合は、譲渡先を探しながら保管を継続いたします。

12 ページ目をご覧ください。

管理区域解除作業の全体スケジュールを示しています。核燃料物質の性状や放射性廃棄物容器の健全性を確認するための調査、設備撤去や廃棄物倉庫建設を行うための核燃料物質使用変更許可申請、変更申請の許可をいただいた後の設備撤去、核燃料物質の安定化処理、廃棄物倉庫建設等を行い、現在の予定では、2024 年度に一連の作業を完了することといたしております。今後、管理区域解除作業や核燃料物質の譲渡先調査を進める中で、必要に応じスケジュールの見直しを行う予定です。この後、新規廃棄物倉庫について担当の赤木よりご説明いたします。

開発試験グループ員 新規廃棄物倉庫について引き続き、ご説明させていただきます。

14 ページをご覧くださいますと、こちらにこれまでの状況について記してございます。先ほど、防災課のほうからご説明いただきましたような経緯をたどっておりますが、青字で示しておりますように、昨年 12 月 15 日に原子力規制委員会に対して廃棄物倉庫増設の件を含む使用許可の変更申請を申し立てておりまして、現在、原子力規制委員会において審査が続いているという状況でございます。この後、廃棄物の発生量の見込み、それから廃棄物倉庫の仕様、それから安全対策等についてご説明させていただきます。

では、15 ページをご覧ください。

こちらには、今後の放射性廃棄物の発生量の検討対象について記してございます。

まず、管理区域の中にあります機器や設備等の物量を調査いたしました。このとき対象といたしましたのは、試験装置等の機器設備類、それから排気系統などのダクト配管類、床や壁などの面積、それから管理区域の解除に向けた作業で発生する防護資材等の 2 次廃棄物、これらを対象として物量の調査を行います。また、現在までに使用してきた履歴から核燃料物質で汚染しているもの、それから汚染していないものの仕分けを行いまして、核燃料物質で汚染していないものについては、将来非汚染物として管理区域の外へ搬出いたしまして、産業廃棄物等として処分する計画としてございます。

16 ページをご覧ください。

こちらには調査の結果として発生する見込みの廃棄物の量を記してございます。表にありますように、全ての項目を積み上げますと、844 立方メートルの廃棄物が発生する見込みとなっております。これは 200 リットルドラム缶に換算いたしますと約 4,500 本に相当する計画となっております。

17 ページをご覧ください。

発生すると見込まれる放射性廃棄物でございますが、幾つかの減容対策を計画してございます。

まず、1 ポツ目でございますが、管理区域解除に向けた作業を開始する前、既に発生していた放射性廃棄物につきましては、現在ドラム缶の健全性を確認するために開缶調査を行っておりまして、開缶調査の際に詰め替えで減容を行いまして、ある程度の減容効果を見込んでございます。また、可燃物につきましては、将来、三菱原子燃料殿において焼却減容していただく計画となっております、こちらについては、一旦廃棄物倉庫に収納保管することになりますが、将来減容することが見込まれてございます。

また、3 点目は、先ほど申し上げましたが、核燃料物質によって汚染していない部位というものは、放射性廃棄物とはせずに産業廃棄物等として処分する計画としてございます。

また、最後になりますが、今後、管理区域の解除作業を行うに当たりましては、廃棄物の収納率の向上を期すことによって廃棄物の発生量の減容に努める計画としてございます。

18 ページをご覧ください。

こちらにはこれまでの履歴と今後発生する見込みの廃棄物の保管量の年度展開を記してございます。現在 2020 年度でございますが、これまでは緩やかな増加ないし焼却等による減容を繰り返して、約 4,000 本の廃棄物を保管している状況でございます。2021 年度以降、少しずつ管理区域解除に向けた作業が加速していきませんが、2022 年度には既存の廃棄物倉庫 1、2、3 では保管能力を超える見込みとなつてございますので、2022 年度に向けて廃棄物倉庫 4 を建設していく計画としてございます。

では、19 ページをご覧ください。

このページ以降、新規廃棄物倉庫の仕様についてご説明させていただきます。

まず、保管する廃棄物の種類や量について検討を行いました。右側の図は模式図となっておりますが、左側のグレーの四角で示しているものは内容積が 1.6 立方メートルの角型容器を模してございます。角型容器は縦に 3 段積みとして保管する計画としてございます。右側の円筒形のものは 200 リットルドラム缶を模してございます。こちらは角型容器と同じ床面積に 4 本設置することができまして、4 本を 4 段積みとする計画でございます。すなわち角型容器 3 つのところドラム缶は 16 本設置できるという計画となっております。このように角型容器のほうが収納効率や定置性に優れておりますので、基本的には角型容器を主として使用する計画でございますが、防護資材等の可燃物ないしは床とか壁のはつり片といった細かな廃棄物につきましても、取扱いが容易である 200 リットルドラム缶に収納する計画でございます。この角型容器と 200 リットルドラム缶の発生本数を基に廃棄物倉庫 4 の床面積を設定したというものでございます。

20 ページをご覧ください。

こちらには建設予定位置を記してございます。航空写真に示してございますが、現在、廃棄物倉庫 1、2、3 は北から順に並んでございますが、この西側にある黄色で示しているエリア、こちらに廃棄物倉庫 4 を建設する計画でございます。廃棄物倉庫 4 に収納する廃棄物の収納する量は、廃棄物倉庫 1 から 3 を合計したものとほぼ同等程度の廃棄物を保管する計画でございますが、先ほど申し上げましたように、角型容器を主として使用することによって床面積を抑制する計画でございます。

では、21 ページをご覧ください。

こちらは倉庫の基本設計でございまして、平面図を示してございます。先ほど申し上げました角型容器が縦に 3 段積みでございますが、横方向には 2 列を基本としてございまして、それを縦に 9 列とする計画でございます。すなわち角型容器は 2 個を 3 段積みで 9 列を基本としてございまして、それを 10 セット定置する計画でございます。図の左側に空きスペースがございまして、これは将来の点検等の作業エリアとして確保しているものでございます。

では、22 ページをご覧ください。

こちらは断面図でございます。角型容器は、基本的にはフォークリフトとクレーンで輸送する計画でございます。クレーンを用いた輸送の際には3段積みとしている角型容器のさらにその上を通過できるように計画しておりますので、廃棄物倉庫4は、既存の廃棄物倉庫と比較いたしますと、やや高い、高さとしては11メートル余りを計画してございます。

23ページをご覧ください。

こちらは立面図でございますが、廃棄物倉庫4は、規模が少し大きいということもございまして、廃棄物の収納に用いますシャッターは、東側に2面設置する計画でございます。その他作業員等が出入りするための出入り口は3か所設置する計画となっております。

では、24ページをご覧ください。

こちらから安全対策についてご説明させていただきます。

現在、原子炉等規制法に基づきまして、変更申請を申し立ててございますが、その中で位置、構造及び設備の基準に関する規則に合致するように計画してございます。まず、閉じ込めですが、廃棄物倉庫4は、シャッター等出入口以外には開口部がない無窓構造となっております。また、固体の放射性廃棄物のみを収納する計画となっております。この保管容器は耐火性を有する鋼鉄製の容器を使う計画となっております。遮蔽につきましては、廃棄物の表面線量は低線量のものから様々ではございますが、倉庫の一番外側、外周に当たる廃棄物につきましては、表面線量率を0.5マイクロシーベルト毎時以下の廃棄物を定置する計画としてございます。また、立面図の下側に記してございましたけれども、コンクリートの腰壁を高さ2メートルまで立ち上げまして、廃棄物倉庫の外側における被曝を抑制する設計となっております。また、火災につきましては、廃棄物倉庫4は準耐火建築物として建築する計画となっております。

では、25ページ目をご覧ください。

こちらについては、耐震、地震に対する対策等を記してございます。

角型容器や200リットルドラム缶は、縦方向に多段積みとなっておりますが、写真に記しておりますように、角型容器には蓋にずれ止めブラケットというものを設置することによって、仮に地震が発生したときに上側の容器が動いたとしても、それ以上の落下を防ぐ構造となっております。また、200リットルドラム缶につきましては、4本1セットとなっておりますパレットごとにベルトで固縛することによって、同じく落下を防止する設計となっております。

最後に、地震以外の自然災害に対する対応でございますが、那珂市や東海村のハザードマップを確認した結果、当社の敷地には洪水等によって浸水ないしは津波等の災害が発生することが想定されないエリアであるということが確認されてございます。

最後26ページになりますが、新規廃棄物倉庫の工程を記してございます。

現在 2020 年度の 3 月に当たりますが、廃棄物倉庫の詳細設計を進めているところでございます。また、本日のように、関係先への説明を続けているという状況でございます。また、原子力規制委員会に対して使用許可の変更を申し立てておりまして、許可が得られるまで原子力規制委員会との対応を続けているところでございます。

これらの手続が終わりまして、2021 年度の第 2 四半期以降に設置工事に着手する計画となっております。2022 年度の第 1 四半期より廃棄物倉庫 4 の運用開始を計画しているところでございます。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。

何か確認したいことございますか。

花島議員 全体の事業なんですけど、原子力から撤退の方向ということなんですけれども、一方で、その同じ三菱という冠をつけた原子燃料がありますよね。それとの分担というんですか、こちらで三菱マテリアルが撤退するときの調整みたいなものはどんなふうになっていますでしょうか。例えばある事業はそこに移すとか、そういうこと。

三菱マテリアル那珂エネルギー開発研究所長 三菱原子燃料さんとの現在の関係ですけれども、もともと資本関係はあった会社なんですけど、現在は資本関係なくなっております。ですから、そういう意味では全く関係のない、また三菱マテリアルの方針に三菱原子燃料さんは全く影響されない状況でございます。また、お尋ねのありました例えばどこかの部門を三菱原子燃料さんに移すとかという、そういうことはございません。

以上でございます。

議長 ほかに。

花島議員 もう一つ、質問があります。そもそも大体どのくらいのその放射能がここに入る予定なんですか。基本的には核燃料とか、そういうものはこの中に入らないわけですよね。だから、装置についての汚染の類だと思っておりますが、それは何か見積りみたいなものはございますか。

三菱マテリアル那珂エネルギー開発研究所長 正確な見積りは行っておりません。ご質問にありますとおり、汚染の程度というのは非常に小さいものだというふうに認識しておりますので、軽微な汚染物を容器に収納して廃棄物倉庫に収納するというような格好で考えております。あともう 1 点、汚染するものものというのは、ほとんどが劣化ウランになります。

花島議員 あと 2 つ聞きたいんです。まとめて聞いてしまいますと、ご説明の中で核燃料とか核物質というような言い方あったんですけども、文書の中では放射性物質と書いてありますよね。要するに、全部話としては放射性物質と捉えていいですかというのが 1 つです。それからもう一つは、周辺の遮蔽で擁壁を高さ 2 メートルというんですけども、積上げると結構な高さになりますよね、この廃棄物。それで十分なんですか。つまり 2

メートルまで壁があって、でも実際にはこの建屋の中ではもっと高いところまで積み上がりますよね。こう陰になる部分があるだろうけれども、その辺で発生した放射線が壁の上を超えて行くところの評価というのはどうなっていますでしょうか。

三菱マテリアル那珂エネルギー開発研究所長 言葉の問題で核燃料物質とか放射性物質とか、ちょっと混在していて申し訳ございませんでした。放射性物質で間違いないんですけども、その中身が核燃料物質であるウラン、主に劣化ウランであるということでございます。あと、安全評価ですけども、そこは先ほど赤木が説明いたしましたとおり、高さ2メートルの擁壁を含めた格好でモデル化いたしまして行っております。それで、例えば敷地境界での線量は基準値以下になっているということなど確認してございます。そのときには、上まで積み上げた廃棄物からの放射線も考慮した格好での計算になってございますので、そここのところは安全面の評価をしておりますので問題ないかと思っております。

花島議員 敷地の外は大丈夫だろうというのは何となく分かるんです。そうじゃなくて、近くを例えば建屋は放射線管理区域、その外は違いますよね。その外にいる人はどうかということなんです、気になっているのは。

三菱マテリアル那珂エネルギー開発研究所長 建屋の管理区域境界の評価も当然行ってございます。ですから、高さ2メートルというのは、人の背の高さよりも少し安全サイズの高さになっていますので、建物のすぐ外を例えば歩行する作業員の安全は、そういう壁があるから被曝量が少ないとか、そういう結果になっております。

以上です。

議長 ほかに。

笹島議員 話聞いたところ、低レベルの放射性廃棄物だと思うんですけども、今のところドラム缶 4,500 本でこれから 4,500 本ぐらい増えてくると。これはあれですか、敷地内では今後どうなるか分からないですけども、敷地内で収まる範囲なんですか、それは。

三菱マテリアル那珂エネルギー開発研究所長 今後、発生する放射性廃棄物量につきましては、先ほどご説明いたしましたとおり、約 4,500 本ぐらい発生いたします。それを今ある廃棄物倉庫 1、2、3 の隣の敷地に新しい廃棄物倉庫を建設いたしまして、そこに収納するということですので、敷地内に十分収まるというふうに考えております。

以上です。

笹島議員 これは最終処分はどのように考えているんですか。

三菱マテリアル那珂エネルギー開発研究所長 放射性廃棄物の最終処分につきましては、現在、日本原子力研究開発機構で処分場建設に向けた検討を進めておられますので、そちらの処分場が建設できて受入れするということになりましたら、そちらのほうに搬出することを考えております。

笹島議員 あと何年くらいはこのまま保管しておくのかな、そうすると。大体でいいですか

ども。

三菱マテリアル那珂エネルギー開発研究所長 ちょっとなかなか正確なところはまだ処分場の建設の計画が具体化されていませんので、お答えいたしかねる状況でございます。

以上です。

議長 ほかにありますか。

寺門議員 先ほど遮蔽のところで保管容器群外周の表面線量率の制限ということで、保管するものは 0.5 マイクロシーベルトからということで、様々ありますよということなのですが、高いものと低いもの、どれぐらいのものが保管されるわけですか。

三菱マテリアル那珂エネルギー開発研究所長 放射性廃棄物のうちで、表面の線量率が高いものの代表例といたしましては、可燃物を焼却した後の焼却灰がございます。どうしても焼却して減容されるときに、放射性物質が濃縮されるような形になりますので、線量は高くなります、そういったものを収納したものの表面線量率というのは 20 マイクロシーベルト・パー・アワーぐらい、それぐらいになるものがございます。そういったものは、なるだけ山の真ん中のほうに貯蔵するようにいたしまして、周りのもので廃棄物で遮蔽するような効果を期待しております。

寺門議員 真ん中に置くということなんですね。それともう 1 点、今度、耐震対応ということで、留め金をずれ止めブラケットをやるとか、固縛というふうに書いていますが、この固縛のこれはベルトの材質は何なんですか。これベルト留めで大丈夫なんですかという質問なんですけれども。

三菱マテリアル那珂エネルギー開発研究所長 固縛しますベルトの材質はナイロンスリングになります。そのほかに上と下でパレットで挟むような格好になっておりますので、その間で固縛をするような格好でずれ止めになります。パレットにはドラム缶の形状に合わせてでっぱりがありますので、それで位置ずれ防止もしているというようなものです。

寺門議員 ということは、パレットのその形状は、もうドラム缶、1 缶、1 缶ちゃんと固定されるよということになるんですか。

三菱マテリアル那珂エネルギー開発研究所長 そのとおりでございます。

寺門議員 分かりました。

議長 ほかに。

花島議員 すみません。1 つ大事なことを忘れていました。原子力から撤退して三菱マテリアルさんというのは、ほかに事業いろいろあるの知っています。ここでは今後の事業は原子力以外で何か考えていらっしゃるのでしょうか。つまり那珂市内でということですね、この事業所で。

三菱マテリアル那珂エネルギー開発研究所長 現在の那珂の敷地で行っております事業につきましては、中央研究所はそのまま運営を続けますので、例えば勤務している従業員の数は、ほとんど中央研究所で勤務されている従業員の方は、那珂エネルギー開発研究所の

10 倍ほどいらっしゃいますので、大きく人が減るといことはございません。あと那珂エネルギー開発研究所の中でどのような活動をするかについては、今現在、カンパニーの中で検討中でございます。まだ具体化までには、もう少し時間を要するというふうに考えております。

以上です。

議長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

三菱マテリアルさんは退席をお願いいたします。

休憩(午前 11 時 16 分)

再開(午前 11 時 17 分)

議長 再開をいたします。

続いて、執行部より運転再開における市の回答について説明を願います。

防災課長 全員協議会資料 12 ページをお願いいたします。

市におきましては、先ほどご説明したとおり、この件につきまして原子力専門委員会を開催し、現地立入りを含む調査を実施し、内容について協議いただきました。その結果、法律や原子力安全協定に基づき放射線対策や地震、火災などへの施設対策など、有効な対策を講じており、また、安全対策に十分考慮していることを確認したことから、特に問題はないとご意見をいただいております。

そのことから 1、安全を最優先に計画施工し適切な運用管理の実施。2、既設設備等における事例や治験の反映に努め、より一層の安全性向上を図ること。3、廃棄物発生量及び保管量低減に関する取組を今後も工夫と努力に努めることの 3 つの附帯意見をつけ、今回の新增設等計画につきましては、全員協議会におきまして、ご賛同を得た上で三菱マテリアルに対して了解することと考えております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございますか。

(なし)

議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

この件につきましては、執行部から説明があったように、原子力安全協定第 5 条に基づく事前了解事項となっております。執行部では、議会の了承を得た後、三菱マテリアルに報告したいとのことでございます。

新增設等計画の市長回答について了承することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 異議なしと認め、了承することに決定をいたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開を 11 時 30 分といたします。

休憩（午前 11 時 20 分）

再開（午前 11 時 30 分）

議長 それでは、再開をいたします。

続きまして、那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりの方針について執行部から説明を求めます。

政策企画課長 政策企画課長の益子と申します。ほか 2 名が出席しております。どうぞよろしく申し上げます。着座にて説明をさせていただきます。

それでは、全員協議会資料の 6 ページをお開き願います。

那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりの方針についてご説明いたします。

先週の総務生活常任委員会におきましては、那珂インターチェンジ周辺地域の可能性を調査するための市場環境調査に係る予算について、ご審議をいただいたところですが、この那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりにつきましては、那珂市全体に関わる大変重要な課題でございますので、今回、全員協議会におきまして全議員の皆様にご説明をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いたします。

それでは、資料をご覧ください。

まず、一番上のリード文でございます。

市民代表や有識者で構成する那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あふれるまちづくり検討委員会が取りまとめたまちづくりの方針の提出があり、これを踏まえて、市として那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくり方針を決定いたしましたので報告するものでございます。

1 番、これまでの経緯でございます。

(1) 令和 2 年第 3 回定例会の総務生活常任委員会及び全員協議会におきまして、執行部より那珂インターチェンジ周辺地域に道の駅を整備する方針を報告しましたところ、議会からは道の駅ありきではなく、市民や有識者などの意見を広く聴いた上で検討を進めるべきとのご意見をいただきました。

これを受けまして、まずは(2)の市民等へのアンケート調査を実施いたしました。アとしましては、「広報なか」11月号アンケートとしまして、那珂市民に対して昨年12月末締切りで、はがきで回答をいただく形で実施いたしました。イとしましては、いい那珂暮らし応援団アンケートとしまして、応援団員に対して昨年12月中旬から下旬にかけてメールで依頼し、アンケートフォームで回答をいただく形で実施いたしました。ウとしまして、ウェブアンケートとしまして、首都圏在住者約300人に対して、昨年の12月下旬に実施いたしました。

このうち、「広報なか」アンケートの結果につきましては、資料の後ろのほうにつづられておりますので、ご覧いただきたいんですが、「広報なか」2月号の8ページでござ

いまして、黄色い付箋が貼ってあるところがございます。まず、回答者数としましては右上あたりにございますが、537 人の方から回答がございました。左下の問3でございませうが、那珂インターチェンジ周辺地域で、まちづくりを進めるべきと回答した人が81.8%でございました。また、その右側の問4のどのような施設がよいかということに對しましては、物産センター、道の駅などの観光地域振興施設が最も多い68.4%でございました。

それでは、6 ページにお戻り願います。

(3) のところでございますが、市民や有識者などの意見を広く聴くべきとのご意見をいただきましたことから、那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あふれるまちづくり検討委員会を設置しまして、道の駅ありきではなく那珂インターチェンジ周辺地域に何が必要かというところをご議論していただきました。メンバーとしましては、8 ページをご覧ください。有識者としましては、茨城大学、筑波銀行、JTBの方でございます。市内事業所としましては、JA常陸、木内酒造でございます。市民代表としましては、記載の市民団体や市民自治組織の方でございます、総勢16名の委員構成となっております。

それでは、また6 ページにお戻り願います。

(3) のところですが、第1回につきましては、昨年11月に開催しまして、これまでの経緯、現状、開発に関する課題、アンケート内容等を協議いただきました。第2回は1月に開催してございまして、アンケート結果や現状と課題の整理、開発の方向性等を協議いただきました。第3回は2月に実施しまして、緊急事態宣言の期間中でもございましたので、書面協議とはなりましたが、まちづくりの方針等を協議いたしました。そして2月22日に検討委員会として取りまとめていただいた、まちづくりの方針について、市長に対して答申をいただきました。

その答申の内容が2の検討委員会のまちづくり方針(答申)でございまして、9 ページをご覧ください。

こちらが答申書でございます。1番のところ、当該地域のまちづくりについてでございますが、2行目の最後のところからインターチェンジがある好立地条件を最大限に生かして地域振興に寄与する開発を進めるべきとのご提言でございます。2の必要な機能についてでございますが、1つ目のポツ、市の魅力発信や産業活性化、市民交流等の機能を有するとともに、県北地域への玄関口としての役割を果たす施設として、道の駅を核とした施設整備が最適である。また、2つ目のポツとしまして、開発手法としても法規制や時間的制約に縛られない市による個別開発が最適であるとの提言でございます。3番の長期的な視点についてでございますが、まずは道の駅を核とした施設整備を進めることとよいと考えますが、周辺施設との連携にも十分に注意を払い、当該地域全体を見据えた一体的なまちづくりが必要であるとの提言内容となっております。

それでは、また6ページにお戻りいただきまして、下のほうの3番でございます。

検討委員会から答申を受けまして、改めて、市としてのまちづくり方針というものを決定させていただきました。こちらの内容につきましては、本体冊子のほうの抜粋となりますので、冊子のほうでご説明をしたいと思いますので、9ページの後ろについている冊子をご覧ください。

まず、4ページをお開き願います。

中ほどの2、那珂インターチェンジ周辺開発のこれまでの経緯でございます。

那珂インターチェンジが昭和59年に供用開始されて37年が経過しようとしておりますが、これまで民間や行政において様々な検討がされてきましたが、実現には至っていないというところですので、その辺の経緯についてご説明をしたいと思います。

平成2年度には、民間事業者がビールの保管、配送などを行う流通団地造成事業を検討しておりました。これを受けまして、県の開発公社と当時の那珂町が調査に乗り出しまして、平成3年度には那珂インターチェンジ周辺地区整備基本計画を策定し、インター北側に生産ゾーン、南側に流通交流ゾーンと併せて94ヘクタール、事業費は記載ございませんが、300億円を超えるような計画でございました。町議会や地権者等への説明を行いましたが、米印のところですが、農地の問題、インフラの問題に加えて事業主体になれるところがなかったなどの理由で開発は断念となりました。

次に、平成4年度には、町の内部に土地利用構想検討委員会を設置し、平成5年度には提言を取りまとめ、北側と南側を合わせて35ヘクタール、工業団地や道の駅、交流機能などの提言内容でございました。町議会等への説明を行いましたが、やはり米印のところ、前回と同様に農地、インフラ、事業主体の問題などにより具体的な動きには至りませんでした。

さらに平成7年度には、民間事業者が那珂インターチェンジ開発基本構想を策定し、南側に22ヘクタール、商業系のショッピングセンターを計画しましたが、平成8年に事業者は開発を断念いたしました。

次、5ページをご覧ください。

平成9年度には、地元地権者からの要望を受けまして、県や地元代表、学識経験者、町の関係課による那珂インターチェンジ周辺開発検討委員会を立ち上げ、平成10年度には提言を取りまとめ、生産物流機能、商業機能、観光レクリエーション機能等の提言内容でございました。

平成11年度には、那珂西部工業団地周辺地域に関する調査を行うために、議会に設置されました那珂西部地区開発特別委員会において那珂インターチェンジ周辺開発についても議論がされましたが、米印のところの2つ目と3つ目のところですが、当時の町長からは、町の独自の開発は困難であるため凍結するとの方針が示され、特別委員会としても調査終了となったところです。

次に、二重丸のところですが、凍結後、多くの議員の方から那珂インターチェンジ周辺開発について一般質問をいただいたところですが、平成 29 年 3 月議会におきまして、当時の市長からは那珂インターチェンジ周辺地域の有効な土地利用を図っていくとの答弁がございまして、その後、県との意見交換会や先進地視察など、再度検討が始まったところでございます。その後、総合計画や那珂ビジョンにおきましても、那珂インターチェンジ周辺地域の開発についてしっかりと位置づけたところでございます。

このように那珂インターチェンジが供用開始されて以来、これまで何度も那珂町、那珂市の大きな課題として長期にわたり協議、検討が続けられてきたところでありまして、今回が何度目かということになりますけれども、県植物園のリニューアルの構想をきっかけに改めて検討を始めたということでございます。

次に、6 ページから 20 ページまでは那珂インターチェンジ周辺地域の現状のデータなどを記載しているものがございますので、ここは説明をちょっと省略させていただきたいと存じます。

21 ページをご覧ください。

この第 3 章につきましては、主に検討委員会に提出をしまして説明をした資料ということでございます。1 の那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりの検討方法としましては、下の図のとおり、左側の必要な機能、右側の開発手法の 2 つの観点で検討し、最終的には、まちづくりの方針として 1 つの方向性を出していくとのイメージで検討を進めました。

次に、22 ページでございます。

2 の市の現状と市が担う役割としまして、市の課題を整理したものでございます。

(1) の内部的な要因としましては、人口減少、高齢化、少子化の進行、那珂市の魅力発信するための情報発信力の強化、農業従事者の確保、地域間の交流人口の増加、自然災害が激甚化しておりますことから、災害に強いまちづくり、県植物園等のリニューアルの動きを本市の活性化に結びつけるといった市の課題があることを整理しております。

次に、23 ページの(2) 外部要因としましては、本市の北部は茨城県北地域振興チャレンジプランで奥久慈清流里山ゾーンに位置づけられておりますことから、まさに県北地域への玄関口として、このような事業に積極的に参画していく必要がございます。また、下のほうになります。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、地方への関心が高まっていることやまた産業系土地利用需要の動向としては、県北地域の需要は少なくなっているといった外部要因があることを整理しております。

次に、24 ページをご覧ください。

3、那珂インターチェンジ周辺地域の位置づけとしまして、これまでの現状や課題の整理を踏まえ、必要な役割などを整理したものでございます。

役割の 1 としましては、那珂市の地域づくりや日常生活における課題の解消でござい

す。先ほど 22 ページで説明をした市の課題のうち、情報発信力の強化の課題に対しましては、1つ目の丸、市の魅力発信拠点として観光情報、移住・定住情報等の発信拠点としての役割が必要でございます。

農業従事者の確保の課題に対しましては、2つ目の丸、那珂市の特産物・農産物の販売及びPR拠点や就農希望者等とのマッチング拠点としての役割が必要でございます。

交流人口の増加の課題に対しましては、3つ目の丸、交流拠点として、市内各地域や市外からの来訪者の交流拠点や市内の拠点施設や事業者等と連携する拠点としての役割。

4つ目の丸、交通結節点としての役割などが必要でございます。

災害に強いまちづくりの課題に対しましては、5つ目の丸、防災拠点としての役割が必要でございます。県植物園等のリニューアルの動きを本市の活性化に結びつけるということのためには、2つ目の丸の交流拠点として県植物園、県民の森整備の効果を高めるためにハブとなる拠点としての役割が必要でございます。

役割の2でございます。

県北地域の施策と連携した地域振興と交流促進でございますが、1つ目の丸、県や県北地域の市町村と広域的に連携を図ること。2つ目の丸、広域との結節点として首都圏等から見て観光スポット、目的地となる施設の整備を図ること。3つ目の丸、常磐自動車道など交通ネットワークや地域資源を生かした観光により地域振興を図ることにより県北地域への玄関口の役割を果たし、県北地域全体の活性化につなげる必要がございます。

那珂インターチェンジ周辺に、これらの役割を持たせることで那珂市全体の地域活性化にもつながるものであり、ひいては人口減少、高齢化、少子化の進行の解消にもつながっていくものと考えております。

次、25 ページから 26 ページでございます。

4、開発の手法でございます。

当該地域は市街化調整区域でもあり、さらに農用地区域内の農地が多いことから法規制上の課題等を整理しているものでございます。詳細の説明はちょっと省略させていただきますが、概略を申し上げますと、農用地区域からの農地を除外することや農地を転用することは原則不可であるということが大前提にございまして、またさらに4ヘクタール以上の農地転用は、国への協議が必要になるなど民間が開発しようとした場合には、かなりハードルが高く時間も要することから、これまで民間の開発が実現できなかった要因の1つになっているところでございます。

一方で、市が公共の用に供する施設を整備する場合には、土地収用法に基づく収用事業として農用地区域からの農地の除外や農地転用が可能になるなど、スムーズに整備を進めることができるところでございます。

最後に、27 ページ、28 ページでございます。

こちらが市としての那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりの方針でございます。

基本的に検討委員会から答申いただきましたまちづくりの方針と方向性としては合致しているものでございます。

1、那珂インターチェンジ周辺地域に整備する施設でございます。ここまで整理した那珂インターチェンジ周辺地域が担うべき役割を踏まえ、本地域で整備する施設を次のように設定いたしました。

1つ目の四角としまして、那珂市の魅力を発信する機能を持つ施設として、市外の方に特産品ブランド認証品や農産物観光資源等の情報発信をするとともに、交流人口の増加を図る機能を有する施設でございます。

2つ目の四角、市内産業の活性化を図る施設として市の基幹産業である農業の販路拡大や6次化産業をはじめ、市内産業の持続性を高めるとともに、担い手不足を解消する機能を有する施設でございます。

3つ目、市民の生活利便性、安心・安全を向上させる施設として市民の日常生活を支援する機能や市民交流の場として活用できる機能。高速道路を活用した首都圏方面へのアクセスや市内での移動を支援する公共交通の拠点になるとともに、災害時の避難や物資供給などの拠点としての機能を有する施設でございます。

4つ目の四角としまして、県北地域を含む地域振興を図る施設として那珂インターチェンジは、県北地域への玄関口であることから、県北地域との連携を図るとともに、県植物園や県民の森等が分布する市北西部の地域振興を担う機能を有する施設でございます。下線のところですが、これらの機能を有する施設については、施設間の連携や利用者の利便性等を考慮し、おのおの整備するというだけでなく、これらの機能を全て包含することができる複合型交流拠点施設として、道の駅を核とした施設整備を進めることといたします。

28 ページでございます。

2番、事業主体でございます。

(1) 事業手法の考え方としましては、導入機能や那珂インターチェンジ周辺地域に整備する施設、さらには全域が農業振興地域であることなどを考慮すると、土地区画整理事業等の面的整備の場合は、利害関係者や調整事項が多くなることから、当面その面的整備ということではなくて、個別開発を基本に整備を進めることとします。

(2) 事業主体の考え方としましては、事業主体については、検討した導入機能の方向性において導入する機能の公共公益性が高い施設となりますので、事業主体は市といたします。

次に、3、長期的な視点での考え方でございます。

これまで整理したように、那珂インターチェンジ周辺地域において、まずは複合型交流拠点施設道の駅を核とした施設整備を進めることとしますが、インターチェンジ周辺地域は交通便利性が高いほか、県北地域や県植物園等へのアクセスの動線上に位置してお

り、複合型交流拠点施設の整備を契機として地域振興機能の充実を図ることも考えられることから、長期的な視点に基づいた地域全体を見据えた土地利用計画を策定し、民間誘導も見据えながら段階的に整備していくことを目指してまいります。

最後に、4番、今後の進め方でございます。

これまで整理しましたまちづくりの方針に基づきまして、複合型交流拠点施設道の駅の実現に向けて、下の表に記載のとおり、那珂インターチェンジ周辺の市場環境の調査や検討を丁寧に行ってまいりたいと考えております。この市場環境調査に係る予算としましては、令和3年度当初予算に789万8,000円の委託料を計上させていただいております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

議長 執行部からの説明が終わりました。

ご意見、ご質疑がありますか。

笹島議員 今ちょっと聞いて驚いたんだけど、何あの民間事業ができないから、要するに農振地区で大規模だから、それで市が主導でやる。ちょっと何か俺頭おかしくなっちゃったんですけども、本当にこの市民のためになるような事業なの、これ。

政策企画課長 事業の手法としましては、一番時間がかからずにスムーズにできるという手法を選択しようとする、まず市、公共の施工というものが一番スムーズですというところでございます。あとは市民の意向なのかということなんですけれども、こちらについては、我々もアンケートを取るなりしながら市民に対してどういうものが必要なのかといったところを聞いたときに、観光振興施設、地域振興施設というものの選択が多かったというところもございますので、そういう意味では、道の駅は基本的には行政が整備をして、民間に運営してもらうことは当然できますけれども、そういった施設になりますので、まずは市が施設整備をするという方向で考え方は整理しているということでございます。

笹島議員 分かっているかどうか分かんないですけども、市が主導でやるってすごいリスクがあることを知っているよね。リスクがあるっていう、危険性があるっていう、ですよ。だって、今までこの経緯を見させてもらっていたら、何回も民間事業が進出しようと思って断念しているわけでしょう。それで、あえてどこもやらないところを大丈夫なの、貧乏くじを引くようなそんなことを、物すごいコストかかるんじゃないですか。それでこれ1年、2年で終わるものじゃないじゃないですか。何十年もかけて運営していかなければいけないじゃないですか。これ本当にその市民に何のメリットあるの。市民のため、俺そこを聞きたいね。市民に言われたらどう答えるの、それ。

政策企画課長 まず、行政がやっても大丈夫なのかと。その辺をしっかりと調査をするという意味で、来年度、市場環境調査というものを丁寧にやっていきたいと思っています。ここでいろんなシミュレーションしながら、例えば仮想の道の駅といったものを何か所か

に設定した中で、本当に収支が大丈夫なのかとか、お客さんがちゃんと来るのかとかというところをきちんと調査をした上で、さらに進めるかどうかというところは判断ということになってくると思いますけれども、そこはきちんとやりたいと思っています。あと、繰り返しになりますけれども、市民に対しましては、我々検討委員会ということで、市民の代表の方に入っていた中で、ご議論をいただいておりますし、アンケートの調査結果としても市民が望んでいるものということになりますので、我々としては、市民が望んでいるものを一生懸命進めるということは行政の役割ではないかと考えております。

笹島議員 すみません。中央公民館造るんじゃなく事業ですから、すごく先ほど言ったリスクがあって、皆さん事業なんかやったことないわけでしょう。そうすると、これJAとか商工会とかという形の協議してやっていかないと、とんでもない方向に行ってしまうというのはご存じですよ。それどう思いますか。

政策企画課長 今回のその検討委員会の中にも、商工会の会長とか当然JAにも入っていただいております。ただ具体的にさらに今後進めるというときには、その民間の方の知識とか考え方というのは当然必要になってきますので、JAとかにも当然入ってもらいますし、商工会とか入ってもらいますけれども、さらにはその民間のコンサルの方などにも入っていただいた中で、しっかり検討していくということで考えております。

笹島議員 これ検討委員会だって3回しかやっていないですよ、今言ってきた。アンケートに基づいた調査で、最初から道の駅ありきで、それからどうですかという話で持っていたわけでしょう、この話はね。ここに書いてありますよね、書いてあったでしょう。資料に出ていますけれども、2回目のときに。ですから、そういう道の駅ありきで始まって道の駅で終わって3回目ですべて答申してって、検討委員会、これ検討でも何でもないですけれども、そんな3回で終わるもんなんですか。中身は何もないんですか、それは。私分かんないですけれども。

政策企画課長 3回でいいのかという話なのかもしれませんが、我々としては、まずそのありきで進めたのかということにつきましては、「広報なか」の11月号でもきちんと4つの選択肢、商業施設と産業施設と観光地域振興施設とあと文化教養施設の4つの選択肢を示した中で、市民にご意向を聞いているということもございます。

また、検討委員会におきましても、検討委員会の役割というものは、那珂インターチェンジ周辺を活用したまちづくりに関する方針を協議、検討していただくということで、あくまで道の駅ありきではないことを前提にご議論をいただいたということでございます。あと、短いんじゃないかという話もございましたけれども、そこは我々は一生懸命資料を出した中で、きちんとしっかりと資料を説明させていただきましたし、また有識者の方も入っていただいた上で、しっかり検討したということがございますので、そこら辺はきちんと議論もしていただいたと思っていますし、あくまでその道の駅ありきで

はないというスタンスで、検討会のほうは我々はきちんと説明してきたつもりでございますので、よろしくをお願いします。

議長 ほかに。

古川議員 今の話を伺いますと、そういう方針でということは分かりますけれども、今後の市場調査や事業の収支、そういったところも検討しながら最終的に決定していくということで、現時点では道の駅を造ると決定したわけではないというふうに理解してよろしいのでしょうか。

政策企画課長 はい、あくまでこれは方針ということで、説明させていただいています。おっしゃるとおり、来年度、市場環境調査というものをしっかりやった中で、その結果を踏まえて、方針をある意味、確定していくようなイメージにはなるのかなと思っています。もしその結果として芳しくないような結果が出れば、また考え方は改めるということもありませんということでございます。

古川議員 分かりました。ちょっと確認なんですけれども、そのまちづくりの方針の冊子の27 ページに、結論として下線のところ、いろんな役割を超えた機能というか、それが必要だということで、おのおの整備するのではなく、複合型交流拠点施設道の駅を核とした施設整備を進めることとしますとありますね。次の28 ページの3番の長期的な視点での考え方のところの最後に、長期的視点に基づいた土地利用計画を策定し、民間誘導も見据えながら段階的に整備していくことを目指すとある。この段階的にというのは、具体的にどういうふうにイメージしているのでしょうか。

政策企画課長 まずは、その道の駅というものを整備したいと思っています。さらにその周りについても、長期的な視点という意味では、地域全体、その那珂インターチェンジ周辺地域全体を見据えた考え方と方針というか、その考え方を整理した中で、そちら道の駅以外のところにも民間の資力なんかも活用しながら広げていくような段階的な整備というものも目指していきたいということの意味です。

古川議員 分かりました。ということは、イメージ的には道の駅をまず整備する。さらに、民間が例えば誘致とか入りたいかという増設で行くようなイメージということですか、段階的というのは。

政策企画課長 そういうイメージですが、その底地をどうするのかというところは、まだ我々としてはっきり方針を決めているということではないんですが、道の駅だけに終わることなく地域全体として、さらに広く活性化というか開発していけるという方向性を長期的な視点としては持っていきべきだろうということを、検討委員会のほうからもご提言をいただいておりますので、その辺を踏まえて、我々としてもそういった方針は持つということで書かせていただいております。

古川議員 分かりました。とはいえ、道の駅の中には複合的施設のそれぞれ役割を持たせたものは造るんですよね。そのほかにさらにそういう民間とかそういったものが長期的に誘

致していくというか、そういうようなイメージなわけですね。

政策企画課長 おっしゃるとおりでございます。

古川議員 分かりました。

議長 ほかに。

石川議員 28 ページの2番の事業主体の(1)なのですが、土地区画整理事業等の面的整備の場合、利害関係者や調整事項が多くなることから、個別開発を基本ということは、この個別開発の基本整備というのをちょっと具体的に教えてもらえますか。

政策企画課長 土地区画整理事業と申しますと、広く整備するというイメージになると思いますが、広くやろうとすれば当然お金もかかりますし、地権者とかそういった方も増えますし、もしくは民間のほうの主体でやろうとすると、さらには法規制とか、そういったところが難しい部分もございますので、道の駅については、あくまで行政が公共施設として整備をした上で、運営自体は民間なりに委託をするという考え方になると思いますが、そういった形になりますが、行政が施設整備するものについては個別、道の駅の個別整備ということで、まずは基本として考えていきたいということを書かせてもらっているということ。

石川議員 個別開発というものは、道の駅の開発という捉え方でいいですか。

政策企画課長 おっしゃるとおりでございます。

議長 ほかにありますか。

寺門議員 長期的な考え方ということでもお聞きしましたが、今のずっと一連の話を聞いてみますと、どうしても道の駅単発でという直近の問題で進めていかざるを得ないというところですよ。そうじゃなくて、執行部も再三言っていますが、本当に市民の方々のアンケート、そのほかいろいろ聞いて、やっぱり複合拠点として道の駅ですよという話だと思うんです。だから、その辺がちょっと今聞いていて、どうもはっきりしないんです。というのは、今のお話で行くと、今後のスケジュールを見ましても長期的な複合的交流起点で開発するんですよということで、と言いながら、やっぱり考えることはその開発許可もいらなくてというか、短期にできる方法でということになるんですが、今、市民の方から要望されている、その複合拠点の施設の在り方というのは27ページに出ていますけれども、これがどうリンクしていくのかというのが見えないんです。それはもう一旦道の駅を整備してから考えましょうということなんですが、執行部でも絶えず考えていくんですよという話は聞きましたけれども、え、本当にそうなのというところがあるので、やはり道の駅のいろんな調査をしながら進めていくんですけれども、その中に必ず長期的な視点で、複合拠点のこうだよというところを検証しながら進めていっていただきたいと思うんです。ぜひその辺はどう考えているのか、改めてちょっとお聞きしたいんですけれども。

政策企画課長 まず、27 ページの上のほうの四角で書かせていただいている機能につきまし

ては、こちらの機能については道の駅が包含して実施ができるというような機能というふうを考えておりますので、こちらの4つの機能については、道の駅で複合型交流拠点施設道の駅という形で、この機能を全て包含して整備するという考え方でございます。さらにその長期的な視点という意味で、那珂インターチェンジ周辺地域のまちづくりという視点では、さらにその道の駅、説明申し上げた機能以外の部分もさらに広げていけるような形の整備というイメージになるかなと思いますので、よろしくをお願いします。

寺門議員 コンパクトに考えなくてもいいと思うんです。これ全部網羅できるということであれば、このままでいいということにはなるんでしょうけれども、もう少しちょっと広く考えていただきたいなということなんです。これで全て道の駅で全部集約してできますよということではないと思うんです。私の言いたいのは、道の駅だけで開発を進めていくということは短期的な見方ですから。長期的に考えると、やっぱり今言った複合施設としての機能という役割というのは、道の駅だけにとどめずにもっと広く考えていただきたいなということなんです。これはこれできちんと進めていかなくてはならないと私は思っていますので、そこはしっかりやっていただきたいと思います。

議長 この辺で市長の考え方、今後の進め方、この辺をひとつありましたらお願いをいたします。

市長 慎重な熱心な論議をありがとうございます。昨年の9月からいろんな皆様にご意見をいただきまして、今日まで進めてまいりました。

先ほど資料の説明にもあったように、那珂インターチェンジができてから多くの皆さんが那珂市をよくしたい、元気にしたい。その思いで議会の皆さんもいろんな場面で質問をしたり、執行部もいろんな検討会をつくったりしてやってきた。しかし、残念ながら形になってこなかったというのが現実だと思います。

私も市長に就任してから、那珂ビジョンというのをつくらせてもらいました。これ若い人たちと一緒につくったんですけれども、やっぱりその中のキーワードは可能性への挑戦でした。那珂市の可能性をもっともっと磨いて挑戦をする。産業が活性化する、人が交流する、そういったものが市民生活をもっと豊かにしていく。そういう思いがありましたので、可能性への挑戦、その中の1つがまさしく私はこの道の駅の事業、道の駅に限りません。那珂インターチェンジ周辺の開発です。これが那珂市がずっと那珂町時代から抱えておった大変大きな課題だったと思います。残念ながらいろんなことがあって、ここまで進んでこなかったんですけれども、実は市長に就任させてもらってから2年たちました。職員と一緒に国県にもいろんな形でアプローチをしてきました。その結果として、国道118号線が4車線化で瓜連で止まるところを何とか那珂インターチェンジまで、飯田の交差点までつなげてほしい。これ国会議員の先生方にも協力してもらって、その道筋をつけることができました。そして植物園のリニューアル、これも県立植物園でありながら、10万人にも達しない入場者が非常に寂しくなっている。この

ことも県に何回も言ってきました。県会議員の調査団も植物園に来ていただいて、現状をつぶさに見てもらって、知事にこういう植物園じゃ駄目だろう、そういうことも言っていました。その結果として、いろんなものが動き始まったというふうに感じております。

議員の皆さんも大変なご心配をされるのは当然だと思っています。私と同じ選ばれた皆さんですから、那珂市の財政なり那珂市の政策に大変大きい責任を感じて活動されていると思っています。ですから、いろんなことを私どもに言っていただくのは当たり前のことであります。真摯に受け止めたいと考えております。しかし、私は今回を大きなチャンスとやはり捉えています。挑戦をしないで後で後悔をするよりは、今、一生懸命挑戦をして、そしてこのチャンスをチャレンジして那珂市をチェンジしたい。チャンス、チャレンジ、チェンジ、これを何とか頑張ってやっていきたいと思っています。

細かいことにつきましては、先ほど職員のほうから説明がありましたように、大きな時間と経費をかけるわけですから、慎重にやらなくてははいけません。失敗は許されないと覚悟いたしております。そして、道の駅が1つの起爆剤になって、先ほども何人かからその後という話もありました。例えば物流団地ができる、あるいは商業施設ができる。そういったことまで大きな夢を描いて進んでいかなければいけないと考えております。しかし、まずは、突破口として、この那珂インターチェンジ周辺の開発を何とか実現したい。そのような思いであります。大変口幅ったい言い方ですけども、私は政治生命をかけて、このことをやらなくてははいけない。そのように考えておりますので、ぜひともご理解をいただければそのように思っております。

以上です。

花島議員 市長の話の前に言いたかったんですけども、すみません。私は基本的に検討を進めるのはいいと思います。ただ、ここに幾つか目的を上げている中で、道の駅造ったって全然関係ないよねというものまで入っているので、その辺気をつけていただきたいのがまず1つです。例えば、市街化調整区域内の振興みたいなことでいえば、あの部分だけにぎにぎしくなったって、本当の意味でその市街化調整区域の活性化にはつながらないです。ただ、道の駅を中心として那珂市に特徴のある産物があるということが知られて、それでそういうものをつくる周辺地域がにぎわうということになれば、成果があるということだと思っています。当面、道の駅でいいと思うんですが、問題は道道の駅にするかで、それはこれからの調査検討ですよ、そこを本当にしっかりやっていただきたいと思っています。それで、もう一つ言いたいのは、市民の多くが道の駅はいいと言っていたって、ほとんどの市民は、一体それにどれだけのお金がかかるのか、後年度負担がどのくらいになるのかということを考えないで答えている方が多いんだということも十分認識していただきたいと思っています。よろしくお願いします。

議長 ほかに。

勝村議員 何か急いでいるような気がする。この検討委員会も3回しかやっていないでね。それで、先ほども話に出ましたが、この段階的というのは、もう一度ちょっと確認しますけれども、この面あって、ここに道の駅を造りますという、ここの中だけでやっていくのか。それとも先ほど古川議員が言ったように、これをまた増やしていくのか。これはどうなんですか。

政策企画課長 まず道の駅というところを先ほど市長からもありましたように、起爆剤としてまずは道の駅を整備した上で、さらにその道の駅のエリアというだけではなくて、那珂インターチェンジ周辺にはまだまだ土地もあります。その辺も含めて広くまちづくりの構想、基本構想的なものをつくる段階では、その道の駅以外も含めて道の駅が核になるんですけども、それ以外の部分も含めてまちづくりの方針というものは考えた上で、段階的に民間などの誘導なども含めながら広げていくというイメージになるのかなと思っています。それについては、具体的にどこまでどういうふうにするんですかというのは当然我々まだ持っている話ではございませんので、ただ検討委員会のほうからも、そういった広く地域全体を見据えた形の考え方を持ってくださいというご意見もいただいております。そこについては、我々市としてもそういう視点を持ちながら検討を今後進めていく必要はあるかなということでございます。

勝村議員 これは検討委員会のほうでもまずは道の駅を核としたというところ出ていますので、どうもその道の駅ばかりに目が行ってしまっているんじゃないかなと思うんです。もう少し、周辺を開発するとしても道の駅だけじゃないと思うんです。例えば商業施設、いろんな文化施設もあるでしょうし、そういったことも、これから令和3年度で、そういった市場の調査これをやるんでしょから、その辺もしっかりと調査をしていただきたい、そのように思います。

政策企画課長 まず最初に、我々やろうとすること自体は、今日ご説明させてもらっているのはあくまで道の駅という方針で行かせてもらいたいということになります。その市場環境調査につきましては、その道の駅をやる場合に、どうなるのかといったところについて基本的には調査をしていくということになります。ただ、地域全体を見据えた形のまちづくりというものを考えていくということも視点として入れていきますので、そこについては、おっしゃられたような道の駅以外の部分も将来的に、長期的にはそういったものの導入の可能性というものも当然排除しない形で考えていくということでございます。

富山議員 これどこまでを周辺と考えるのか。解釈だと思うんですけども、交通量を見ると、やっぱり那珂インター線と国道118号線を見てしまうと、国道118号線は倍以上の車が通るという状況です。なおかつ今度県民の森と植物園のリニューアル、できるだけ国道118号線に寄せて県民の森に寄せて造ってお互いが相乗効果を生み出すような形がいいんじゃないかなというのが1点で、あとこれ本当、今の花島議員の意見じゃないですけど

ども、特色がないと絶対難しいと思うので、やはり様々なアイデアを出してもらって、斬新でも何でもほかにならないような、ぜひともすばらしいものを造っていただきたいなと思います。

政策企画課長 場所のお話とか内容の話、いろんな特色を持たせた形で造るべきということについては、当然その検討委員会の中でもそういったご意見をたくさんいただきました。場所につきましても、我々どこまでとかどこでということを決めているわけではなくて、まずは道の駅という方針をご報告させていただきましたので、それで道の駅で行くということになれば、さらに検討する組織というものを立ち上げた中で、どこのエリアにするのか。どの辺を候補とするのかというのは、この先のステップの中でしっかり検討していきたいと思っております。

議長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 なければ、時間が大分超過いたしました。

これで質疑を終結いたします。

暫時休憩をいたしまして再開を午後1時といたします。ご苦労さまです。

休憩(午後0時19分)

再開(午後0時59分)

議長 それでは、再開をいたします。

令和3年度に向けた行政組織機構の見直しについて、執行部から説明を求めます。

総務課長 総務課長の飛田でございます。ほか2名の職員が出席をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、着座にて説明をさせていただきます。

全員協議会資料の10ページをお開き願います。

令和3年度に向けた行政組織の見直しについてご説明をさせていただきます。

昨年の4月定例会におきまして、行政組織の見直しについてご報告をさせていただきましたが、その内容に追加して実施をするものでございます。

インターチェンジ周辺開発推進室の設置についてでございます。市は2月22日に那珂インターチェンジ周辺を核とした活力あふれるまちづくり検討委員会の答申を受けまして、3月1日の庁議におきまして道の駅を核とした那珂インターチェンジ周辺の商業施設の開発について、市の方針を決定をいたしました。

これを受けまして、今後は那珂インターチェンジ周辺の商業の活性化を中心に、市の魅力を発信する拠点として、また首都圏から来訪する観光客の県北の玄関口の拠点となるような観光地域振興施設を含む、那珂インターチェンジ周辺の整備を計画的に推進していくため、商工観光課内にインターチェンジ周辺開発推進室を設置いたしまして、併せて専従職員を配置をいたします。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。何かお聞きしたいことございますか。

笹島議員 これは具体的に何をやるの。

総務課長 先ほど政策企画課長のほうから説明がございましたが、来年度につきましては市場環境調査を行う予定でございます。

笹島議員 要するにマーケティングだよな。それとあと財源もやるでしょう。それとほか、何種類かやらない。近隣の影響ありますよね。

ごめんなさい。私、思いつくの今、3つくらいなんですけれども、専門家だからほか、何か思いつかない。具体的に。

総務課長 今のところ、政策企画課の説明を私も受けたところでは、来年度の予定としましては、まず市場環境調査をするというお話だけでございます。

笹島議員 もっと具体的に詰めておいてくださいよ。後で教えてくださいよ。もっと詰めておかないと、市場マーケティングだけではないでしょう。そのほかに付随するもの、あと4つか5つあると思うんですけれども、もし分かる範囲だったら。

総務課長 それ以外としましては、事業収支計画、そういったものを検討すると。あと、市民のニーズはどういったものを市民が求めているか、そういったものを細かく精査をしていくと。ほかといたしましては、参考となるほかの市町村の道の駅、そういったものを調査をして、事例をまとめていくと。あともう1点ですけれども、この先、地域経済への効果がどのくらいあるのか、そういったものも取りまとめていく予定だというふうに聞いております。

以上です。

笹島議員 このコロナ禍で、国も県も非常に財政赤字になってくると思うんですよ。ですから頼らざるを得ないという、あと。

議長 マスクを着用してお願いをいたします。

笹島議員 すみません。

道の駅も、植物園もリニューアルオープンがどこまで進むかどうかということも、動向も調べないといけないですよ。そういうこと、細かい面もやはり調べていくんですよ。

総務課長 もちろん、景気が段々よくなるかどうかというのは分からないですし、県の植物園の動向等につきましては、やはり県と綿密に連携を取りながらいろいろ情報を得て進めていくということになると思います。

小泉議員 私からも1点。1点ではないんですけれども、いくつか言わせてもらいたいんですが、推進室をつくること自体、私も反対はしません。ただ、なぜこの時期に商工観光課に持って行くのかなというのがあります。

先ほど午前中の政策企画課の答弁でも、これ方針だと。道の駅は方針だと。それで調査

をしていって、調査の結果では変わることもこれあるかもしれないという話であれば、これやはり政策企画課のままこの調査を終えて、それで調査の結果が出て、道の駅だということになってから商工観光課ということではないかなと思いますし、まだまだ関係各課、いろいろなところと調整が必要な段階だと思うんです。それを商工観光課にあえてこの時期に持って行かなくても、室を政策企画課内につくればそれでいいのではないかというふうに私は思うんですが、その点、いかがでしょうか。

総務課長 議員がおっしゃるように、例えば政策企画課あるいは政策企画課の中に推進室をつくればいいのではないかと。実は執行部でもそういったお話がありました。これから来年度は市場調査をするということなので、市場調査が終わってからも商工観光課に移すのは遅くはないのではないかという意見も当然ありました。

そういった意見も協議、検討をしまして、今回、出させていただくという理由としましては、3月1日に庁議において正式に市の方針が決定をいたしました。これを受けまして、専門の部署を設置して専従の職員を置くという体制をつくることによって、市民の皆様あるいは関係機関、あとは関係する事業所に、市としてこれを本格的にやっていくんだよという姿勢と言いますか、本気度というのを全面的に出していきたいという、こういった考えから政策企画課に置くことよりも商工観光課に置いて進めていきたいという考えの下、今回、報告をさせていただきました。

小泉議員 今の説明を聞いても、室をつくること自体、僕は反対はしていないので、まさにおっしゃるとおりだと思っていて、その部分では先ほど言った関係各課と調整とか、まだ調査が終わっていないという段階では、商工観光課にというのは時期尚早なのかなというふうに僕は思いますけれども。

これはあまり議論してもなかなか結論でないところだと思いますので、市長、ちょっと午前中、意見を真摯に受け止めてと言うお話しされました。でも、意見を真摯に受け止めてということは、聞くだけでは駄目だと思うんです。聞いた結果、その意見に対して市がどう考えてどういうふうに対応していくかというのが非常に大事だと思うんです。そのことを考えると、今回18日にこれが出てきて、19日明日にはもう内示が出るということになると、果たしてこのスケジュール感だと聞く耳は持っているかもしれないけれども、それに対して対応をしようとする意志はそこにあるのかなというのが、ちょっと僕、疑問なんです。

ある意味、条例改正が必要ではありませんから、ここで通ってしまえば、過ぎてしまえば議決が必要なわけでもないのです、ある意味そのまますすんで行ってしまうのかもしれませんが、逆に議会側とすれば、所管替えの問題とか、今まで総務生活常任委員会では、ずっと視察をしたり、そして新型コロナウイルス感染症で延びていますけれども、ほかの先進地の視察なんかも予定しているわけですよ。そうしたときには、議会側だってある程度きちっと考えて対応できるという時間も必要だと思うんです。市長もよく言う、議

会と執行部は両輪だと言いますけれども、これ両方回っていかないと進まないわけで、そこにはばらばらではなくて一本筋が通っていないと、両輪と言わないですよ。片方ずつになってしまいますよ。ばらばらでは。

その筋というのは、僕はそういった最低限のルールだったりとか、お互いの配慮だったりというところが非常に必要だと思うんですが、今回、このタイミングでこれが出てきたということは、非常にその部分が残念に思う。意見は聞くけれども、出してある意味全協の場だけ過ごしてしまえばそれで済んだと。

この間、私、委員会中でも12月にかかったものの、私が意見したものに対して、どう検討してもらえましたかと聞いているのは、そういうことなんです、我々、市民の代表として、この場に座って意見を言っているわけですから、それに対しては市も真摯に受け止めて、まさしく市長が先ほど言った、受け止めるということをしてほしいなと思うんです。その場合に、今回の提案というのは、急ぎすぎという感が。道の駅に関しては全てにおいて、そういう感じを受けなくもないんですけども。

特に、今回のこの行政組織の見直しについては、全く検討する時間がないと思うんですけども、そのあたり市長としてどのように考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

市長 ご意見ありがとうございます。まさしく午前中に申し上げましたように、皆様のご意見、いろいろなものには真摯に耳を傾けていきたいと、そのように思っております。

議員の皆様におかれましても、道の駅ありきではないだろうとおっしゃっていただいたんですけども、道の駅をやはり見て来ていただいている。これも本当に議員自ら動いてくれているということの一つの証明だと私も感じております。そういった中では敬意を表したいと思っております。

私も実は先ほど担当からもありましたように、市役所内部でも調査が終わってからでもいいのではないかと、そういう議論もありました。しかし、庁議という市役所内の最高議決機関の中で、体制をつくるべきだろうということで決めましたので、これはまた議員方と一緒に進めるのと次元の違う話。先ほど両輪と言いました。必ずしも執行部と議会が両輪、一緒に動かなくてもいいと思うんです。議会は議会の立場がありますから。市民の皆さんの代表でやっていく。しかし、執行部は執行部でやはり市民の付託に応じてやっていく。けども、今、議員がおっしゃるように、一本の筋は通って行かなくてはいけない。それはまさしく、那珂市をどうしたらよくしていけるのかとか、どうやって行けばいいんだということの軸ですよ。これは絶対ぶれていないと思います。

ですから、今回のことにつきましては、役所内部の組織体制のことなんかもありまして、私ももう少し政策企画課でもいいのではないかなという実は気もありました。政策企画課はいろいろな意味で調整機能を持っていますから、まだまだそういうことも準備期間の中に入るのかなと気もあったんですが、やはり市役所全体の組織を考えると、ある程

度市役所内の方針が固まったのであれば、年度切替えにそういう体制にしていこうということでしたので、ご理解をいただければ。そのように考えております。

小泉議員 何度も言って申し訳ないですが、室をつくることに対しては反対はしていませんよ。まさしくおっしゃる通りだと思います。これまでの執行部の説明等を聞いていればですよ、何も政策企画課から商工観光課に急いで持って行かなくてもいいだろうということと、このタイミングで出さなくたっていいんじゃないのと、私は思います。何も6月だっていいわけだし、1年遅らせたって調査が終わってからもいいではないですかというのが私の考えで、そのことだけは、決してこの室をつくることに反対してるわけではないですし、そういう室をつかって市民に向けてやって行くんだというところを見せるというのは、それは全然否定していません。そういうこと言っているわけではないので、その点だけは申し訳ないですけども、加えさせてもらいます。

あと議会としても、今、所管替えの問題出ました。これ商工観光課ということになれば、やはり産業建設常任委員会になっていくのかなというふうに思いますし、所管替え等も含めて特別委員会というものをつくって、全員で協議していくのか、特別委員会をつくっても全員にはならないとは思うんで、逆にこういう全協の場で極力議論をしていくかというところは、議会側も併せて検討していかなければいけないと思いますので、そのあたりはどこかの機会、皆様にもぜひご検討いただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 ほかにありますか。

古川議員 推進室をつくるということで、人員の増は考えられているんですか。

総務課長 明日内示ということなので、正式な人数というのはちょっとご遠慮させていただきたいんですけども、必要最小限の人数で4月からは運営をしていくというふうに考えています。

古川議員 最小限というのは、今の人数でやるのも最小限でしょうし、増やすという意味にも取れるんですけども。

総務課長 はい。

古川議員 いいです。いいですけども、何が言いたいかということ、本気度とおっしゃいましたよね。それでやるんだったら当然、人を増やさなかったら、商工観光課の仕事、どうなってしまうんですかと。今までも含めて。ですから、そこは配慮していただきたいなというに思う。一応、要望として。

勝村議員 小泉議員が言ったように、私も推進室をつくることについては反対はしていません。ただ、なぜこんなに急いでやるのというのが疑問、1つ。これからリサーチをするわけで、それをその結果を見てからこの推進室をつくっても遅くはないんじゃないかと思うんです。その辺の、この急ぐ理由というのは4月だからというタイミングでやるのかもしれないですけども。那珂インターチェンジ周辺の推進室。それは政策企画課

の中においてやって、政策企画課でリサーチをして、そのリサーチができて、それからでも遅くないと思うんで。その辺をもう一度再考できませんか。

総務課長 まず、先ほどの古川議員の質問なんですけれども、私ちょっと勘違いしまして、商工観光課全体としては当然、インターチェンジ周辺開発推進室の人員は増やすということでございます。今の人数でやるということではないです。

続きまして、勝村議員のお話ですけれども、先ほどもちょっと小泉議員にお答えを差し上げたんですけれども、今回、市として正式に方針を決定をしたということで、市民の皆様に対しても事業者の皆様に対しても、市としてこの事業を本気で進めていくんだと、計画的にやって行くんだということを全面的にアピールをしていきたいというのもありまして、今回、市としての方針が正式に決定したと同時に併せて、申し訳ないですけれども、今の時期だからこそ、逆に商工観光課内に専門の部署を設置して職員を配置するというので、今回、話を進めさせていただきました。

以上です。

花島議員 一言意見を言わせていただきます。

まず、本気度を示すなんていうのは私どうでもよくて、それよりも今の段階はより具体的なプランニングが必要だというふうに、私思っているんです。それで調査も具体的なプランニングをある程度して、それに対して市場なり需要なり、それからつくるほう側の供給力がどうかということ进行调查にかけるんだと、私は認識しているんです。

ですから、そういうふうに直接具体的にどういう店をつくるとか、どういう構成にするとか、具体的なことを考えるのに最適な部署が商工観光課であるなら、それはそれで私は進めるべきだと思います。一言で言えばそれだけです。

総務課長 花島議員のおっしゃるとおりだと思います。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 ないようですので、それでは質疑を終結をいたします。

暫時休憩いたします。

入替えをお願いします。

休憩（午後1時18分）

再開（午後1時18分）

議長 再開をいたします。

これからは、各常任委員会の委員長報告を行います。

まず、最初に総務生活常任委員会、勝村委員長から報告を願います。

勝村議員 令和3年3月18日にいたしました総務生活常任委員会の報告をいたします。

今回、執行部から那珂市デマンド交通ひまわりタクシーのひたちなか市乗り入れについて、ほか6件の報告を受けております。

初めに、那珂市デマンド交通ひまわりタクシーのひたちなか市乗り入れについてです。

平成 31 年 4 月よりひまわりタクシーの水戸市への乗り入れを開始するなど、運行内容の拡充を図ってきましたが、さらなる利便性の高い持続可能な地域公共交通サービスを提供するため、令和 3 年 4 月より新たにひたちなか市への乗り入れを開始するとのことでした。

乗降場所の選定に当たっては、利用者の希望、スケジュールに沿った運行が可能な距離、安全に乗降できる場所を考慮したとのことでした。乗降場所はひたちなか市内の整形外科や、市内の妊婦の方等がひたちなか市の産婦人科に通院するケースも多いことから産婦人科など、4 つの病院と降車のみで勝田駅西口を入れた計 5 か所を選定したとのことでした。料金は水戸市乗り入れと同様に、一般、中学生以上で 600 円、障がい者等や小学生は 200 円で、那珂市内料金の倍額とするとのことでした。委員からは乗降場所は全部常磐線の西側になっているが、病院関係でいえば東側の病院も需要があると思うが、なぜこの 5 つの地点に決まったのかとの質問があり、執行部からは乗降場所の選定に当たっては、スケジュールに沿った運行が可能な距離ということで、あまりに遠いと戻って来れないといった問題が生じるためということでした。

次に、いい那珂 I J U - L a b o の設置についてです。

若者の U I J ターンや移住・二地域居住に興味のある方を対象に、移住や仕事の相談、就農の相談、住まいの紹介をワンストップで対応できる総合相談窓口を、令和 3 年 4 月 1 日よりいい那珂オフィス内に設置するとのことでした。那珂市への移住等に関する相談を広く引き受ける窓口となり、具体的な相談内容に応じて、関係者が連携して一体的に対応するとのことでした。相談内容については大きく 4 つあり、移住の相談については移住相談員の配置や協力隊によるリアルな移住体験の提供、仕事の相談では起業支援コーディネーターによる創業相談やハローワークと連携した情報提供、就農の相談については各種補助制度の相談や地元の生産者と連携した現場の声を提供、住まいの紹介では空き家バンクの活用や地元不動産業者と連携した情報提供をするとのことでした。

委員からはどういう人をターゲットとしているかという質問があり、執行部からは U I J ターンに該当するような若者に力を入れていきたいと思っているが、二地域居住の方については高齢者の方も対象となる。ターゲットは広く考えたいと思っており、いずれにしてもこちらの相談窓口を通して移住につながるような流れに持っていきたいともことでした。

次に、地方創生関係交付金を活用した事業の実施状況についてです。

こちらは、第 2 期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、地方創生関係交付金を活用して実施している事業で、2 つの事業について、令和元年度の実績等の報告がありました。

初めに、「つながる茨城チャレンジフィールドプロジェクト」についてです。

この事業については、茨城県と那珂市を含む 17 市町が広域連携事業として、共同で国へ申請している事業とのことです。市民との交流や本市の特色を生かした体験プログラムにより、関係人口の創出、深化を図るとともに、市民主体で関係性が継続する体制の構築を図ることなどを目的としております。

また、創業支援、サテライトオフィス機能を有する施設を設置し、地域課題解決に寄与する企業を誘致により、雇用を確保できる仕組みを構築するとともに、多様な働き方の実現ををを目指すとのことです。具体的な取組としては、いい那珂暮らし応援団の運営、農業体験ツアーの実施、お試し居住視察の運営、サテライトオフィス誘致戦略の策定等です。

2つ目はデマンド交通域外運行拡充事業についてです。

こちらは、ひまわりタクシーの運行について、令和元年度から水戸市への乗り入れや土曜日の運行、運行時間の拡大、車両の増台など、運行体制を拡充した部分について交付金を活用した事業になります。運転免許を返納した高齢者など、交通弱者等の移動手段の確保並びに外出機会の創出を図るため、デマンドタクシーの運行体制を拡充し、安心安全に生活できる交通環境を整備するものです。

また、医療・福祉機関や商業施設、地域住民、団体等と連携できる取組やマッチング事業等の検討を行い、利便性や乗合効率の向上並びに利用者数の拡大を図っていくとのことです。

次に、那珂市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例等の一部改正に伴う対応です。

こちらについては、無許可による土砂等の埋立て等に対して、迅速な行政指導を行い、市民の安全と良好な生活環境の保全及び災害の防止に資することを目的として、本条例及び同条例施行規則の一部を改正するとともに、改正のあった「茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」と整合性を取るため、見直しを行うとのことです。主な改正内容として、事前協議の義務化、土地の埋立て等区域の適用面積の下限値を撤廃した条例適用範囲の拡大、申請者の欠格事項の見直しになります。

今後のスケジュールとしては、3月下旬にパブリックコメントを実施し、4月中旬に環境審議会へ説明などを行い、6月の定例会において改正案を提出し、7月1日から条例、規則を公布するとのことです。

委員からは、以前に大内地区で発生した事案は、この改正を行えばあのような事案は発生しなかったというふうに考えてよろしいかと質問があり、執行部からは事案が発生しない等は考えにくいですが、今回下限値が撤廃されることにより、土砂を入れる時点から迅速に指導対象とすることができるとのことでした。

次に、那珂市災害廃棄物処理計画の策定についてです。

こちらは、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、

円滑かつ迅速にこれを処理するため、平時の備えから災害発生時の対応まで切れ目なく災害廃棄物の対策を実施、強化するために計画を策定したとのことです。

こちらについては、昨年 12 月の総務生活常任委員会において計画案が示されており、その後、パブリックコメントや 2 月には那珂市環境審議会へ意見照会が行われ、SDGs の視点を踏まえたアイコンを追加するなどの修正を行った上で、今月公表することになったとのことをごさいます。

次に、那珂市地域防災計画自然災害等対策編及び資料編の修正についてです。

こちらは、法令の修正や施設等の名称の変更、また茨城県地域防災計画の一部改訂に伴う修正をはじめとした他計画等との整合を図り修正するものです。主な項目としては、自然災害等対策編において、防災基本計画及び茨城県地域防災計画の一部改定に伴う修正や、災害警戒本部の本部長が副市長から市長へ変更となることによる市の体制・設備等の変更、施設や機関等の名称との時点修正などです。

今後のスケジュールとしては、今月下旬に那珂市防災会議に提出し、4 月上旬に公表するとのことです。

委員からは警戒体制の代決者に教育長とあるが、危機管理監である市民生活部長がいいのではとの質問があり、執行部からは危機管理監は単独での部長ではないため、市民生活部内の各課を取りまとめ、体制を整える必要があることから、教育長にしたとのことでした。

次に、那珂市国土強靱化地域計画の策定についてです。

この策定については、令和 2 年第 4 回定例会に計画案の説明がありましたが、その 1 月から 2 月にかけて実施したパブリックコメントの結果がまとまったため、報告がありました。1 名の方から 4 件のコメントがありましたが、意見につきましては内容の修正が必要なものではないと判断し、内容の修正は行わないとのことでした。

以上、報告いたします。よろしくお願ひします。

議長 委員長の報告は終わりました。

委員長に対して、何か確認したいことございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 なければ総務生活常任委員会の報告については終了といたします。

続いて、産業建設常任委員会、大和田委員長から報告を願ひます。

大和田議員 産業建設常任委員会からご報告をいたします。

定例会期中、3 月 10 日の産業建設常任委員会にて執行部から説明のありました案件につきましてご報告をいたします。

まず、農政課より那珂市アグリビジネス戦略の策定について報告がありました。

本市の農業は高齢化に伴う農業者の減少など、厳しい状況に直面しており、後継者や新規就農者の確保が課題となっている中、第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略に、「「農業で稼ぐ」いい那珂プロジェクト」が位置づけられたことから、このプロジェクトを具体的に実践していくため、那珂市アグリビジネス戦略を策定するとのことです。

これまで、JA、生産者団体、農業法人、商工会、学識経験者、認定農業者等を委員とするアグリビジネス戦略策定会議を3回、開催してきたとのことです。アグリビジネス戦略は、「未来へつなぐ作る喜び食べる喜びいい那珂農業～儲かる農業へのチャレンジで豊かないい那珂暮らしを実現～」をスローガンに、農業の収益力向上と担い手の育成支援の2つの基本問題の下、施策を展開していくとのことでした。

今後の予定ですが、パブリックコメントを2月22日から3月15日の期間で実施しており、意見等による変更がなければこれをもって戦略の策定完了とするとのことでした。

委員からは、ICT・IoTの活用促進とあるが、具体的にどのような取組をして行くのか質問があり、まだ計画段階ではありますが、販売管理システム等、ICTを活用した事業を研究し、生産者とともどのように販売につなげていくかを協議していくとのことでした。

また、6次産業化の推進について、具体的なものがあるのか質問があり、現在、那珂市のカボチャの知名度を高めるため、年間を通してカボチャを出荷できる生産体制の推進をしており、カボチャのペースト等も活用し、6次産業化につなげるプロジェクトに取り組んでいるとのことでした。

続いて、土木課より訴えの経過について報告がありました。

この件については、令和元年第4回定例会で報告がありました内容の経過報告です。

概要ですが、平野台団地内にある旧茨城県住宅供給公社が買収し、名義変更できないまま旧瓜連町に権利承継された土地を、民法第162条の取得時効により那珂市の名義とするため、所有権移転登記手続を求める訴えを提起しているものです。

次に、経過ですが、令和2年5月に水戸地方裁判所に提訴し、12月に口頭弁論があり、今年1月には被告99名のうち86名分の判決が出たとのことです。

今後のスケジュールです。残りの被告13名については、分離裁判となっており、このうち持分の移譲があった10名については、3月4日に口頭弁論が行われています。そのほか死亡被告1名については相続放棄されたため、今後新たに権利が発生する死亡相続人1名に対し、訴訟の特別送達が予定されており、この春に口頭弁論が予定されているとのことです。またブラジル在住の被告2名については、11月11日に口頭弁論が予定されていますが、今後の進め方について顧問弁護士と協議の上、検討していくとのことです。最終的には判決文をもって相続登記、所有権移転登記をし、那珂市の名義とする予定とのことです。

委員からは、弁護士等の費用はどのくらいかかっているのか質問があり、着手金、成功報酬等を合計すると約 130 万円程度になるとの答弁がありました。

続いて、建築課より那珂市耐震改修促進計画の追補及び関連事業の要綱策定等について報告がありました。

本計画は市内の既存建築物の耐震性確保のため、耐震診断と耐震改修の促進により、地震災害からの市民の生命、財産を守ることを目的に平成 23 年 3 月に制定されたものです。

現計画は今年度の改定を予定していたとのことですが、来年度、国の基本方針が改定されるため、市の計画についてもそれに合わせて来年度に改定を実施することにしたことに加えて、来年度から危険ブロック塀等の除去に対する補助制度を創設することから、計画自体の修正は行わず、当該内容を現計画に追補することで暫定的な延長措置とするとのことです。

追補の概要ですが、計画期間を 1 年間延長し、危険ブロック塀等の除去費を補助するための必要事項を追加するとのことです。また関連事業の要綱についてですが、那珂市危険ブロック塀等除去補助金交付要綱を制定し、市内の避難路沿道等に存在する危険ブロック塀等の除去に要する費用の一部を補助するとのことです。補助率は 3 分の 2 で上限は 10 万円とのことです。

那珂市木造住宅耐震化推進事業補助金交付要綱については、木造住宅耐震化に係わる耐震改修計画と耐震改修工事を総合的に行う耐震改修総合事業に補助するように改正し、補助額を増額するとのこと、補助率を 5 分の 4、上限 100 万円とするとのことです。

委員からは、危険ブロック塀等の除去費補助の対象となる避難道路の定義について確認があり、避難所まで向かうときに通る市道に面した危険なブロック塀の除去対象とするとのこと、基本的には私道以外の道路はほぼ網羅されているものと考えているとのことでした。

続いて、下水道課より那珂市公共下水道全体計画見直し方針について報告がありました。

公共下水道の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化してきていることや、地方財政が厳しい状況にあることに加え、持続可能な汚水処理システムを構築する必要があるため、より効率的な公共下水道の整備の在り方を検討することが必要になっています。法令に基づく全体計画の変更は、県流域下水道整備総合計画と整合させることから、令和 5 年度以降になりますが、今回の見直しは今後の公共下水道整備に関わる指標となるとのことです。

計画見直しの概要ですが、公共下水道と合併処理浄化槽、それぞれの有する特性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた適正な整備手法を選定した上で、現在の公共下水道全体計画面積 3257.8 ヘクタールから 441.5 ヘクタール縮小し、2816.3 ヘクタールとするとのことです。1 月 15 日から 2 月 15 日にかけてパブリックコメントを実施した結果、将来の市民負担の軽減を図る取組には賛同するものの、計画見直しの際には地域の実情

を踏まえた検証を行うとともに、実際に整備を行う際には効率的な実施を求める意見が寄せられたとのこと。また市内5会場で予定していた住民説明会は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期しておりますが、来庁等による問合せが12件ほど来ているとのこと。

今後の予定ですが、令和3年度中には住民説明会を実施し、令和5年度中に全体計画事業計画変更計画の県知事協議を実施するとのこと。

以上、ご報告いたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

何かお聞きしたいことございますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ないようですので、委員長の報告を終了をいたします。

続いて、教育厚生常任委員会、富山委員長から報告をお願いします。

富山議員 3月11日に開催いたしました教育厚生常任委員会において、執行部から説明のありました案件についてご報告いたします。

1件目として、社会福祉課から那珂市障がい者プランの策定について説明がありました。

那珂市障がい者プランは、障害者基本法に基づく障害者計画、障害者総合支援法に基づく、障害者福祉計画及び児童福祉法に基づく、障害児福祉計画の3つの計画を統合したものです。

現行計画のうち、今年度期間満了となる第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画について、新たに令和3年度から令和5年度を計画期間とする第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画を策定しました。平成30年度から令和5年度を計画期間とする第3期障がい者計画の中間見直しを行い、第3期障がい者計画改訂版を策定したものです。

これまでに推進委員会を2回、ワーキングチーム会議を3回開催し、計画策定に係るアンケート調査を行って、今年1月にはパブリックコメントを実施したとのこと。

計画は市の障がい者推進の基本方向や目標を明らかにするとともに、障がい福祉サービスの提供体制に関し、計画的な整備を進めるための方策を定め、障がい者施策の総合的推進を図るものです。

2件目として、こども課から第2期那珂市子ども・子育て支援事業計画、待機児童解消等のアクションプランの策定について説明がありました。

第2期計画に基づき、様々な施策を実施しているが、待機児童が生じており、解消を図るべく、保育施設の新・増設等に関する今後の見通しや、対策を盛り込んだアクションプランを策定するものです。

計画の主な内容は、保育施設整備計画及び保育士の確保対策であります。これまで子ども・子育て会議を2回、保育施設長会議を2回開催、また市内幼稚園との意見交換、ア

ンケート調査を実施したとのことです。

今後のスケジュールは、令和3年度に保育施設整備審査会を設置し事業者の決定、令和4年度に保育施設の整備、令和5年度に保育施設の開園を予定しているとのことです。

委員から、ゼロ歳児、1歳児、2歳児に待機児童が多い理由はなぜかと質問があり、女性の社会進出の高まりが一番大きな要因なのではないかとのことでした。また令和5年度には待機児童ゼロを目指すということだが、解消されない期間の対応はどうするのかと質問があり、執行部からは各民間保育所にもご協力をいただきながら、弾力運用という形で進めていきたい。認可外保育所についても市から紹介しながら、極力待機児童を減らし、隠れ待機児童の部分も含めて令和5年度には解消したいとのことでした。

3件目として、介護長寿課から那珂市高齢者福祉計画の策定について説明がありました。

那珂市高齢者福祉計画は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画の2つの計画を統合したものです。

現行計画が今年度で期間満了となるため、新たに令和3年度から令和5年度を計画期間とした那珂市高齢者保健福祉計画を策定したものです。これまで推進委員会を3回、ワーキング委員会を4回開催し、計画策定に係るニーズ調査を行って、今年1月にはパブリックコメントを実施したとのことです。

計画は、生きがい・福祉のまちづくりの推進、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護保険制度の円滑な運営を図っていきます。

委員から、介護施設職員の人材不足は全国的に言われているが、市内の状況はどうかと質問があり、執行部からは不足数の数値的などところは把握していないが、介護人材の確保は全国的な課題となっているとのことでした。

4件目として、保険課から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について説明がありました。

現在、国の医療保険制度においては74歳までの国民健康保険制度等の保健事業と、75歳以降の後期高齢者医療制度の保健事業が適切に接続されておらず、介護予防事業を市町村が実施しているため、保健事業と介護予防の取組が連携しにくい等の課題があります。そのため、後期高齢者医療広域連合が行う保健事業を市町村が受託し、高齢者の特性に応じた生活習慣病等の重症化予防を行う保健事業と、心身機能の維持を図ることを目的とする介護予防事業を一体化し、一体的に実施し、効果的かつ効率的に高齢者の状況に応じた対応を行うとのことです。

事業内容は、医療・介護データから健康課題を分析し、対象者を把握した上で、後期高齢者の特性に応じ、訪問による個別指導や地域の拠点を活用した健康相談等を行い、高齢者の生活習慣病等の重症化予防やフレイル予防を実施するものです。

保険課、健康推進課、介護長寿課の3課で、令和3年度から高齢者健康づくり推進事業として開始するとのことです。事業体制は企画・調整等を担当する保健師及び地域を担

当する保健師、管理栄養士、歯科衛生士を健康推進課に配置し、介護予防事業を担当する介護長寿課、事業の予算、広域連合との連携を調整をする保険課で連携し、情報共有しながら事業を実施していくとのことでした。

委員より、現状の後期高齢者医療制度との違いは何かとの質問があり、執行部から医療保険の部分については現状のまま広域連合が担当し、保健事業の部分についてのみ市が広域連合からの委託を受けて、市の保健師等が引き続きやっていくとのことでした。

5件目として、生涯学習課から那珂市スポーツ推進計画の策定について説明がありました。

那珂市スポーツ推進計画は、スポーツ基本法に基づき策定したものです。計画期間は令和3年度から令和12年度であり、本市におけるスポーツ推進の方針を明らかにし、スポーツを通じた健康増進や共生社会の実現、活力ある社会づくりを目指すことを目的としています。これまで那珂市スポーツ推進計画策定委員会を2回開催し、計画の素案の作成を行い、令和2年12月から令和3年1月にかけてパブリックコメントを実施したとのことでした。

委員から、那珂市の目玉スポーツはこれだというもの、特色を出していけるものを検討してほしいとの質問があり、執行部から那珂市は何のスポーツかと言われたときに、今のところ感じるものがないのかもしれない。今後、長期的な計画を推進していく中で、特徴あるものを検討していきたいとのことでした。

以上、ご報告申し上げます。

議長 委員長のご報告が終了いたしました。

何か確認したいことありますか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

議長 ないようですから、それでは委員長のご報告を終了いたします。

続きまして、原子力安全対策常任委員会、武藤委員長から報告を願います。

武藤議員 さる3月12日、原子力安全対策常任委員会の開催と経過につきましてご報告いたします。

まず初めに、那珂市地域防災計画の修正について。

本計画の位置づけですが、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法に基づき、那珂市防災会議において作成が義務付けられております。今回の修正の理由ですが、関係法令の法改正及び茨城県地域防災計画において、新型コロナウイルス感染症対策や避難先自治体への早期の情報提供等の位置づけを改定が行われたため、その修正を行うものです。

修正項目ですが3つあります。避難所等の新型コロナウイルス感染症対策の追加、避難先自治体への事故発生時の情報提供の記載変更、薬局における安定ヨウ素剤の事前配布の記載が追加となっています。

今後の予定ですが、3月下旬に那珂市防災会議で審議を行い、その後4月上旬に公表の予定です。

委員から、感染症対策で距離を取るということだが、これまで1人当たり2平方メートルという枠を変更するのか。実際に避難したとき、どれだけの距離を確保できるかの確認がありました。あくまでも2平方メートル以上は基準であり、実際にはパーティションやテントで密を回避するとの答弁がありました。また桜川市や筑西市で避難所となる施設には限界があり、県全体で見直さなければ2平方メートル以上確保するのは難しいのではないかととの質問があり、平成29年度の広域避難マップに置いて割り振った筑西市と桜川市の避難所60箇所については、基本的に許容人数が100人以上での施設を調整しており、これ以外の許容人数が100人を割る施設についても調整していくとのことでございます。

次に、加工施設における那珂市屋内退避及び避難誘導計画の策定についてです。本計画は国の防災基本計画に基づき策定作業を進めており、令和2年度第4回定例会において計画の説明がありました。その後実施したパブリックコメントに提出された意見等を踏まえて、修正がまとまったわけでございます。パブリックコメントは令和2年12月22日から令和3年1月21日までの期間で行われ、ホームページへのアクセス224件、計画案に対し1人の方から14件の意見が寄せられております。この最終案では寄せられたご意見を踏まえ、避難退避時検査において感染を行う判断基準や、福祉避難所について補足説明する注釈を追加するとともに、モニタリングポストと避難単位のひもづけについており、分かりにくい記述を修正したとのことです。

今後の予定ですが、3月下旬に那珂市防災会議で審議を行い、その後4月上旬に公表する予定とのことです。

次に、気体廃棄物の放出状況についてです。令和2年第3四半期の気体廃棄物の放出状況については、いずれの事業所も放出管理目標値を下回っており、適正に管理されておりました。

執行部の説明は以上でございます。

最後に、委員から申出のありました、日本原子力発電東海第二発電所の再稼働に関する特別委員会の設置の提案について報告します。

当委員会では、今回、執行部報告案件の審議の後、東海第二発電所の再稼働について、今後の勉強会等の進め方について協議を行いました。その中で、委員より東海第二発電所の再稼働に特化した特別委員会を設置してはどうかとの提案もございました。

提案の内容ですが、これまでどおり原子力に関連する執行部からの協議、報告、案件等については現在の原子力安全対策常任委員会が所管し、東海第二発電所の再稼働の是非に関する議論や勉強会については、議員全員による特別委員会を設置し、協議してはどうかというものでございました。

委員から、特別委員会を設置すべきいうと意見と、再稼働問題についての議論や勉強会は、今までどおり議員勉強会や全員協議会で議員全員で参加して行うことができるものため、特別委員会を設置する必要はないとの両方の意見がありました。

この特別委員会の設置に当たりましては、議決案件でございます。

よって、委員会の意向のみで決定することはできません。これをつくる場合には全員協議会での協議及び手続きが必要となってきたおわけでございます。

以上、委員会での報告を報告させていただきました。

以上です。

議長 委員長報告が終わりました。

ただいま委員長報告の中で、東海第二発電所の再稼働について特別委員会を設置したいとの意見が出されました。

皆さんの意見を伺いたいと思います。また、この件については事務局長から補足説明がございます。

事務局長 特別委員会の件でございますけれども、やはり特別委員会を設置するに当たりましては、それなりの設置するための目的、ある程度具体的な調査事項、そういうものを具体的に提示した形で最終的に議決という形になるかと思えます。

それから、特別委員会でございますが、全員で入る特別委員会というのはちょっと賛否がいろいろございます。各議会で作っていないことはないんですけども、全員で参加するという場合には全員協議会もございまして、原子力と言えば勉強会もやっているということもございまして、その辺もできないことはないんですけども、全員参加の特別委員会というのは、全体的にいうとできるだけ実施をしないという方向が全国的な議会ではあるようでございます。

その辺も踏まえまして、今日は多分、特別委員会の設置するしないでご意見はいただくにしても、最終的にどうするかというのは、具体的な目的や調査事項が明確にならないと皆さんも判断はできないと思いますので、本日は特別委員会設置についてのご意見という形でお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま補足説明がございました。

本日はここで結論を出すというより、皆さんの意見を集約して、後日、また報告をするなり、また会議を開催するなり、このようにしたいと思いますが、そのようなことでよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

議長 それでは、今日は皆さんからのご意見等がありましたらば、ご発言をお願いをいたします。

萩谷議員 今、事務局長からも説明がありましたけれども、以前は特別委員会、新しい方は分からなかったかもしれませんが、原子力安全対策特別委員会となっていて、今、常任委

員会になったわけですよ。それを考えますと、やはり特別委員会が格上げになったわけですから、また特別委員会をつくって、常任委員会があるのにやるのはいかなものかなと、私は思ったんですよ。

それともう1つ。先ほど事務局長からありましたけれども、やはりそういうことであれば、全員協議会で今まで勉強会に行ったりしたり、いろいろしてきました。そういう意味では、全員協議会がその場として十分果たせるのではないかなと、私は思うんですが。以上です。

議長 ほかに。

大和田議員 突然で何だかという感じなんですけれども、私も今まで全員でももちろん、那珂市の議会ですから、東海第二再稼働についても含めた全員で勉強していたんだなという認識はしておりました。そういった中で、まだまだ全員で勉強する機会というの、まだまだ不足しているという状況を、前は東海村に視察に行きましたけれども、例えば県の原子力の窓口の方を呼んで、県の意見何ていうのも聴いてはいないです、この議会の中で。そういった、まだまだ勉強不足の中、常任委員会があって、また一部の特別委員会があってという窓口が複数になるというところで、ちょっと何かいかなものなのかなというのが、私の率直な意見でございます。

以上です。

議長 ほかにご意見ございますか。

原田議員 先ほどの説明で、再稼働の是非についても問うような形の特別委員会ということであれば、全員でないと意味もないと思いますし、その中で、何かそれも決めていくのが那珂市議会の流れなのかなというところは、とても疑問に思っておりまして、その辺もちょっと明確にさせていただきたいと思います。

議長 ほかにありますか。

關議員 萩谷議員からのお話。特別委員会という名称だったと、勉強不足で申し訳ないです。初めて聞いたんですが、格上になって常任委員会という名称になったということを知りまして、なおさら原子力安全対策常任委員会という中で、再稼働も含めて検討すべき内容であるし、それをさらにまた特別委員会を新たにつくるというのは、ちょっと問題を難しくややこしくしてしまうのではないかという気もいたしますし、私は特別委員会をつくることに対しては反対です。

以上です。

議長 ほかに。

富山議員 特別委員会をつくるというよりも、私は今上げられてきます、再稼働をめぐる陳情請願を、原子力安全対策常任委員会の6人の皆さんだけで判断してもらって、それが那珂市議会の総意だということで伝わるのが不安であるというのが一つあります。いずれ今ではないにせよ、もうちょっとしたらこういう議論が全員で行われて、そういう陳

情請願なんかもだけれども、どういうふうに今後扱っていけばいいのかというのが、ちょっと今度原子力安全対策常任委員会の皆様、大変ではないかなというのは心配される所であります。

議長 ほかにありますか。

いろいろな意見、あるかと思えます。

(複数の発言あり)

議長 静粛に願います。

いろいろな意見はございましょうと思えます。この辺については、今現在、原子力安全対策常任委員会、そしてさらには特別委員会、この格ということも十分皆さんご理解をいただきたいなど。いかに常任委員会に格上げされた、この常任委員会の重みということも一つご検討を願いたいなど、私は個人的にはそういうふうに思っております。ただ、特別委員会を設置して、いわゆる東海第二の再稼働に関して1件のみでこのような特別委員会を設置することについては、いろいろと対外的なこと、いわゆる1つ問題がありました。新聞にも報道されたこの個人的な意見、あるいはそういう面では、マスコミ等もかなり注目をしてくる、そういうことも一つ考えられる。それが、それに対して云々ということではございませんけれども、そういうことも含みにおいて、慎重にご判断を願いたい。こういうふうに思うわけでございます。

この件については冒頭お話ししたように、今日は皆さんからのご意見をいただいて、そして後日、この特別委員会を設置するかあるいは現状で行くかということについては、追ってご連絡をしたいと思えますが、いかがなものでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

議長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

議長 それでは、しばしの時間をいただいて、この件については報告をさせていただきたいと、こういうふうに思いますが、委員長、いかがです。

武藤議員 議長のおっしゃるとおり、その方向でお願いしたいと思えます。

議長 続いて、広報編集委員会小泉委員長から提出されました報告を願います。

小泉議員 広報編集委員会からご報告でございます。

皆さんのお手元に「ぎかいのおはなし」という冊子が配られているかと思えます。

今年度、広報編集委員会におきましては、議会を知っていただくという趣旨で、広報誌の誌面作りを行ってまいりました。その中で一つ、小学生、中学生にもより議会を知ってもらおうということで、皆さんご承知のとおり3回のシリーズ、議会って何ということで広報誌の特集で3回にわたって特集を組んできたところでございます。

今回、その3回分を1冊の冊子にまとめました。これを小学校6年生と中学校3年生の議会の勉強するときに配っていただきまして、より那珂市の議会を身近なものに感じな

から議会を学んでもらおうという趣旨で、配布するところがございます。こちらは学校教育課をとおしまして、各小学校、各中学校に配布予定でございますので、ご報告させていただきます。

議長 委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことございますか。

花島議員 ちゃんと読んでいないんですが、1つだけコメントさせていただきます。

議会用語の解説と書いてあるんですが、国語の説明というのは要するに議会用語の意味と、それから一般の言葉の意味と両方あるんですよ。ですから、そのこの区別が分かるようにしていただきたいと思うんです。難しいこと言っているようですが、例えば討論というところがありまして、これは普通の言葉で言ったら論を戦わすことだけであって、賛否に関わると限られた話ではないんです。ですけれども、議会用語では賛否に明確にしてやるということになっていますんで、その辺何ですか。小学生、中学生というのは、一般の言葉と議会用語としての言葉との区別を混乱して覚えられてもいけないかと思いますので、ご注意願いたいと思います。難しい仕事ですがよろしく。

小泉議員 実はもう印刷が回っておりまして。ただ、適時改正はしていきますので、そのとき、そういったご指摘いただいたところは、あと学校現場からもいろいろ意見が上がってくるのかなと思います。この言葉分からないとか、こういうところを小学生疑問に思っていましたよというような声も受けて、順次改訂はしていきたいと思えますんで、そのときにまた直させていただければと思います。

議長 ほかに。

寺門議員 先ほど小学校6年生と中学校3年生でしたか、配布は。

何かもう少し、小学校5、6年生とか、中学校2、3年生とかという話をちらっと聞いたんですけども。

小泉議員 ちょうど学習をするのが小学校6年生と中学校3年生ということだったので、その授業に併せて学年に配布するという形を取っております。

寺門議員 それは分かりました。部数に余裕があれば、公共施設に各1部ずつでも2部でも配布して、一般市民の方が見られるようにもまたしていただきたいなと思うんですが。

以上です。

小泉議員 そうですね。今のところ少し余裕を持って印刷をしていますので、そのような形、取りたいと思います。ちなみに蛇足ですが、このナカマロちゃんの中は小池議員でございます。

議長 ほかにありますか。

(なし)

議長 なければ、終了といたします。

それから、ただいまこれ提出されましたけれども、議員の品位保持について。

議員の皆さんにお願いがあります。

先日、匿名で一般の男性の方から市役所に電話がありました。3月13日の土曜日に、ある居酒屋で那珂市の議員が酔っ払って名刺を配布していた。コロナ禍の中であり、配慮が足りないのではないか。議員の品格を失っているとのことでした。たとえ議員1人の行動でも、那珂市議会としての品格が問われます。これがもしインターネットへの書き込みなどの場合は、大きな社会問題になる時代です。皆様も議員としての品位を保ち、公正で誠実な責任ある行動に努めるよう、お願いをいたします。

このような内容が市役所へ届いております。ということであれば名刺を配ってた那珂市議会議員、この中に誰がいるわけですね。見覚えのある方はいらっしゃいますか。

(なし)

議長 ありませんか。

ひとつこのように、市民からの情報というか、指摘がこういうふうが届いております。ひとつ議員としての自覚を、さらに皆さんに意識をしていただいて、このようなことが二度とないように、よろしくをお願いをいたします。

本日は、これで全ての議事が終了をいたしました。

これにて全員協議会を終了をいたします。

閉会（午後2時12分）

令和3年5月25日

那珂市議会 議長 福田 耕四郎